

# 熊取町議会委員会会議録

〔令和2年9月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

# 目 次

## 〔議会運営委員会（9月2日）〕

令和2年9月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	5

## 〔議会運営委員会（9月16日）〕

令和2年9月熊取町議会定例会における追記議案の取扱いについて	7
その他	15

## 〔総務文教常任委員会〕

議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例	18
質 疑	18
採 決	21
議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例	21
質 疑	21
採 決	23
議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））	23
質 疑	23
採 決	27
議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入について	27
質 疑	27
採 決	31
議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）	31
質 疑	31
採 決	42

## 〔事業厚生常任委員会〕

議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例	44
質 疑	44
採 決	45
議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例	46
質 疑	46
採 決	47
議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	47
質 疑	47
採 決	48
議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	48
質 疑	48
採 決	48
議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議について	48
質 疑	48
採 決	48
議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	49

	質 疑 .....	49
	採 決 .....	49
議案第82号	令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） .....	49
	質 疑 .....	49
	採 決 .....	49
議案第83号	令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号） .....	49
	質 疑 .....	49
	採 決 .....	49
議案第84号	令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号） .....	50
	質 疑 .....	50
	採 決 .....	50
議案第85号	令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号） .....	50
	質 疑 .....	50
	採 決 .....	51

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和2年9月2日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	重光俊則	副委員長	田中豊一
	委員	田中圭介	委員	浦川佳浩
	委員	渡辺豊子	委員	矢野正憲
	委員	坂上巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	明松大介	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

### 付議審査事件

- 1) 令和2年9月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和2年9月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

なお、発言される方は、着座のままで、必ずマスクをつけたまま、マイクを使っただきますようお願いいたします。

（「10時00分」開会）

委員長（重光俊則君）初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）令和2年9月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づき説明させていただきます。

まず、資料2枚目の行政報告事項についてでございます。件数は全部で6件でございます。

1件目の、財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度熊取町財政健全化判断比率を、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

2件目の、水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度熊取町水道事業会計資金不足比率を、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

3件目の、下水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

4件目の、第126回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましては、令和2年8月11日に開催された当審議会の内容について報告するものでございます。

5件目の、熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和元年度事業対象）の結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行いましたので、報告するものでございます。

6件目の、損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料1枚目の表面をお願いいたします。

次に、予定議案についてでございます。件数は全部で27件でございます。

1件目の、固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、同委員の田畑雅康氏の任期が令和2年9月18日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2件目の、教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の松井みゆき氏の任期が令和2年9月30日付で満了いたしますので、同氏の後任として、一ノ瀬由美子氏の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

3件目の、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、議会議員及び町長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成について、選挙公営の対象にするため、条例案を提出するものでございます。

4件目の、手数料条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、条例案を提出するものでございます。

5件目の、墓苑条例の一部を改正する条例につきましては、熊取永楽墓苑管理料の納付について、一括前払いと年払いを選択できるよう改正するため、条例案を提出するものでございます。

6件目の、重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、精神病床への入院を助成対象に加えるとともに、住所地特例に関する取扱いを変更する必要があるため、条例案を提出するものでございます。

7件目の、ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、精神病床への入院が助成対象になることに伴い、条例案を提出するものでございます。

8件目の、子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきましても、精神病床への入院が助成対象になることに伴い、条例案を提出するものでございます。

9件目の、熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議について、規約案をもって当該組合と協議するため、地方自治法の規定により提案するものでございます。

10件目の、工事請負契約の締結（長池オアシス公園施設更新工事）につきましては、長池オアシス公園施設更新工事について工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

11件目の、出退勤システム用タイムレコーダー等の購入につきましては、当該タイムレコーダー等を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

12件目の、熊取町GIGAスクール学習用端末等機器の購入につきましては、当該端末等機器を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この案件につきましては、少しでも早く契約締結を行い、一日でも早く児童・生徒の手元

に端末を届けたいことから、委員会付託を省略し本会議でご審議いただきたくお願いするものでございます。

13件目の、令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和元年度熊取町水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

14件目の、令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和元年度熊取町下水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

15件目の、令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,240万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費、町制施行70周年記念事業のプレ事業に係る経費及び都市計画道路整備促進のための地籍調査経費などの補正でございます。

裏面をお願いいたします。

16件目の、令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免額を還付するための補正及び特別調整交付金確定に伴う剰余金還付のための補正などでございます。

17件目の、令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和元年度保険料収納額決算剰余金を広域連合負担金に加算するための補正及び新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免額を還付するための補正などでございます。

18件目の、令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,933万4,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和元年度決算に伴う令和2年度における基金積立金確定による補正、令和元年度地域支援事業費の確定による精算に伴う補正などでございます。

19件目の、令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、墓苑内のグレーチングほか、修繕に係る補正でございます。

20件目の、令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の既決予定額から1,739万9,000円を減額、収益的支出の既決予定額から1,739万9,000円を減額するものでございます。補正内容は、新型コロナウイルス感染症に伴う大阪広域水道企業団の水道用水供給料金が軽減されたことにより、受水費を減額するものなどでございます。

21件目の、令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定から、27件目の、令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定までの決算認定7件につきましては、既に決算書及び附属資料を配付させていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上で、令和2年9月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（重光俊則君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中委員。

委員（田中豊一君）教育委員会から説明があつて了解はしているんですけども、確認をしたいんですけども、12番目の熊取町GIGAスクール学習用端末等機械の購入についての契約案件、委員会付託を省略してということなんですけれども、前に説明では、1月末に配置予定ということで、契約を本会議で一発でやるということなんですけれども、配置がどのぐらい早くなるか教えてほしいんですけども、本会議だけでやるということになれば。

委員長（重光俊則君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）当初の予定でまいりますと、本会議でいくと来週の半ばあたりになります。最終日でございますと、10月2日になってしまいますので、単純計算では2、3週間早く前倒しして作業が進められるということになりますので、そのまま計算しますとそれだけの分だけ子どもたちに早く届くことができるのかなとは思いますが。

委員長（重光俊則君）よろしいですか。田中委員。

委員（田中豊一君）ということは、12月末か1月の中旬ぐらいには配置がされるということを考えておいてよろしいんですかね。

委員長（重光俊則君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）詳しくは教育委員会のほうに確認していただいてもいいんですけども、要は、この期限が今1月29日となっております。単純計算でいくと、今私が申し上げたとおり、前倒しということになるとは思うんですが、基本この納入期限を変更することなくまずは進められるというところと、今言ったみたいに、日数分だけ前倒しして、一日でも早く届けることもできるということもあろうかと思えます。

委員長（重光俊則君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表(案)のとおり、9月8日から10月2日までの25日間といたします。

本会議の開催については、9月8日、9日、11日、14日及び10月2日の5日間といたします。

常任委員会については、総務文教常任委員会を9月17日に、事業厚生常任委員会を9月16日に、それぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします決算審査特別委員会を9月23日、24日、28日及び29日に、議会改革検討特別委員会を9月16日に、それぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては9月16日に、議員全員協議会は9月17日に開催いたします。

以上のとおり、令和2年9月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては8月25日の正午、会派代表質問につきましては8月31日の正午に、それぞれ通告を締め切った後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第66号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第5 議案第67号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第15 議案第77号 熊取町G I G Aスクール学習用端末等機器の購入についての件、日程第16 議案第78号 令和元年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第17 議案第79号 令和元年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の5件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第6 議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の件、日程第7 議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））の件、日程第14 議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入についての件及び日程第18 議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件、以上の5件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第8 議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第71号 重



度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議についての件、日程第19 議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第20 議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、日程第21 議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、日程第22 議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第23 議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上の10件は事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第24 議案第86号 令和元年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第25 議案第87号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第26 議案第88号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第27 議案第89号 令和元年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第28 議案第90号 令和元年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第29 議案第91号 令和元年度熊取町水道事業会計決算認定についての件及び日程第30 議案第92号 令和元年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上7件については決算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和2年9月の熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和2年9月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

---

委員長（重光俊則君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきまして、5件提出されております。

矢野議員から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）、田中豊一議員から、オンライン投票の環境整備を求める意見書（案）、渡辺議員から、防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）、坂上巳生男議員から、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、PCR等検査体制の抜本的拡充を求める意見書（案）の5件でございます。この意見書については、各会派に持ち帰り審議をしていただき、次回9月16日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和2年9月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

---

（「10時24分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

重光俊則

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和2年9月16日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	重 光 俊 則	副 委 員 長	田 中 豊 一
	委 員	田 中 圭 介	委 員	浦 川 佳 浩
	委 員	渡 辺 豊 子	委 員	矢 野 正 憲
	委 員	坂 上 巳 生 男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤 原 敏 司	副 町 長	南 和 仁
	総合政策部長	明 松 大 介	総 務 部 長	林 利 秀
事務局	議会事務局長	藤 原 伸 彦	書 記	瀬 野 裕 三

案 件

- 1) 令和2年9月熊取町議会定例会における追記議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（重光俊則君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和2年9月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（重光俊則君）なお、発言される方は、着座でマスクをつけたまま、必ずマイクを使っていますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）令和2年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。

資料の追加予定議案の欄をご覧ください。

追加予定議案につきましては、工事請負変更契約の締結についてが1件でございます。

それでは、案件について説明します。

工事請負変更契約の締結について（町道久保高田線歩道拡幅工事）につきましては、当該工事において工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、令和2年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（重光俊則君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本1件につきましては、10月2日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略

いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。

(理事者退席)

---

委員長(重光俊則君)次に、先日持ち帰っていただきました意見書5件についてご意見をいただきます。

お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)についてご意見を求めます。ご意見はありませんか。坂上巳生男委員。委員(坂上巳生男君)新型コロナウイルス感染症対策ということで国が様々な対策を打ち出している中で、この意見書においては、それに関連して地方税財源の確保を求めるという趣旨で意見書が提案されているかと思います。様々な形で国のほうで臨時的な措置を講じるということは必要なんだけど、これについては国がしっかりと財源措置をし、地方の財源に影響が及ぶことのないようにしていただきたいということをおっしゃっていただいているというふうに受け取っておりますが、1点だけ、ちょっと質問といいますか気になっている点は、要望項目の5点目に「固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は国により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること」、これについて、確かに固定資産税というのは熊取町にとっても重要な基幹税と。全ての市町村にとって貴重な基幹税であるわけで、言いたいことは一定分かるんですけども、ただ、家屋償却資産を含めた固定資産税の新型コロナウイルス対応の中小企業者への軽減対策という特例措置も、極めて有効な経済対策として必要なものかなというふうに感じております。

1年限りの特例措置というふうに受け取っておりますが、それを「今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること」と、あえてここでそれにくぎを刺すような、そういう要望項目を入れているということの趣旨についてご説明願えればと思うんです。これを提案されたと言っているのか、矢野委員のほうからご説明願えればと思います。

委員長(重光俊則君)矢野委員。

委員(矢野正憲君)ありがとうございます。

今、坂上巳生男委員のほうからお話がありましたように、新型コロナウイルスの感染症の緊急経済対策として、中小企業が所有する売却資産であったりとか事業家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置が図られているというのが、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策の一つになります。本来は国が今も全額国費で補填をするというふうな形になってはいるんですけども、本来は国庫補助金等を使って国が直接対応していただければいいんですが、我々の市町村の基幹税である固定資産税の減免等で対応しようというふうなことを考えておられるようですので、そうではなくて、やはり固定資産税の減免という形で対応するのではなくて、国庫からお金をしっかりと直接給付してほしいという趣旨でございます。

今回はもう新型コロナウイルスというふうな形になっておりますので、どこまで続くか分からないというふうなこともあるので今回はしょうがないところも少しあるんですけども、ただ、これが3年も4年もというふうな形で続かないようにしっかりと講じてほしいというような意味合いでございます。

委員長(重光俊則君)ただいま説明がありましたが、第5項についての内容説明についてよろしいでしょうか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)そうですね。ここであまり固定資産税の減免について詳細に議論するというのは

難しいかと思うんですけども、私自身は、コロナ対策の小規模事業者、中小企業対策として非常に有効な措置の一つかと思っています。

事前に配付していただいていた説明資料を見ても、固定資産税に関する減免、軽減措置というのは全ての事業者が対象というわけではないんですね。やはり一定の条件があって、売上高が30%以上50%未満減少している者については2分の1、そしてまた50%以上減少している者についてはゼロというふうな形での規定をした減免となっております。こういった減免措置というのは、例えば持続化給付金等に比べましても、ややこしい書類をたくさん提出するとかそういう必要も恐らくないかと思います。こういう固定資産税の軽減という形での経済対策というやり方はかなり有効な措置であるかと思うんですけども、ただ、年度が遅れるというかタイムラグが生じますので、今すぐ有効に働く措置ではないですけども、極めて有効なコロナ対策としての経済対策になり得るというふうに思います。したがって、これをその他の持続化給付金等の個別に給付する制度と併用することで、恐らく有効にこの制度が働くと思うんです。

ですから、この制度を国が固定資産税の収入が減る分についてはきちんと補填するというふうには保証する限りは、必ずしも「今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること」というふうにはわざわざ言う必要がないのではないかなど。現時点では1年限りの措置になっておいて、今後のコロナの感染状況の進展といますか変化の状況を見て、もう一年延長するというのもあってもいいのではないかと。それは今後の状況次第ですけども、そういうふうに考えております。

したがって、私どもとしては、5番目の項目はこの意見書から省いておいたほうがいいのではないかなど。1、2、3、4でとどめておいて、第5番目の項目はちょっと今回は削除するといいますか、そのほうがいいのではないかと感じているんですけども、いかがでしょうか。

委員長（重光俊則君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君）ここに書いておりますように、国が当然お金を出してしっかりと手当てをするというふうなことには変わらないんですけども、これがうたっているのは固定資産税の減免という形で、当然それが支援策にはなるんですけども、それが地方の市町村の基幹税が減ることにならないように、国が別途お金をしっかりとこしらえて、それで支援してくださいねというような意味合いなんです。

そやから、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環としての中小企業が所有する、そういうような資産であるとか事業家屋を売ったときの軽減策、軽減措置をするのをやめろというふうなことではなくて、軽減措置をしていただいた中で、その原資をどこに求めるのかというふうな形の中で、我々の熊取町と同じような、やはり基礎自治体の基幹税となる固定資産税の免除という形でやると我々に入ってくるものは少なくなりますから、そうじゃなくて、さっきここにも書かれておりますように、国庫補助金等によって国に直接対応してほしいというふうなことを言っている内容なんですね、5番は。4番の、より具体的なことを書いているのが5番になるのかなというふうに考えておきまして、できれば5番を残すような形の中で少しいじっていただいたほうが、それで残るような形にしてもらったほうがありがたいなというふうに思っております。

委員長（重光俊則君）今の矢野委員の説明に対してどうですか、ご意見は。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）私の意見は変わらないんですが、ただ、ほかの委員の方々が5番も必要だと、5番も含めた形でこれを本会議に上程すべきだという意見、ほかの皆さんがそう思っておられるのであれば、あえて特にこだわらないといえますか、5番込みで提案していただいてもいいかと思いません。

私の意見としては5番を省いたほうがいいのではないかという気持ちは持っておりますけれども、ほかの委員の方のご意見を聞かせていただけたらと思います。

委員長（重光俊則君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君）あと、坂上巳生男委員のほうから指摘がありました最後、「今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること」というふうなことは、年度年度のことで考えております

からこういうふうな表現になっておりますが、確かにご指摘のように、新型コロナウイルスが終息するのが今年度で終わればいいんですけども、年度をまたぐというふうなことになることやほりこういうふうな支援策というのを継続しなければいけないので、この「講じられた特例措置は国により対応すべきものである」ぐらいにしておいて、あとは削るというふうな形は全くもって構わないかなというぐらいのことは思っております。

以上です。

委員長（重光俊則君）今、矢野委員が発言された5番の最後の1行を外して「国により対応すべきものである」としてもいいという発言ですが、それを踏まえて、5番に対してどうするかというご意見を各委員から聞きたいと思っております。よろしいでしょうか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）5番の件ですが、今回のこの意見書は全国町村議会議長会から提出されているんです。一応議長名で出していますが、全国の町村議会が市町村の立場でこの意見書を出していただきたいという形でこの意見書が上げられているわけですので、市町村の立場で国に意見を申したいという内容やというところを私自身は理解させていただいております。

その中で、5番の固定資産税につきましては、市町村の立場で市町村の基幹税をどうこうするのではなくて、国がしっかりと補填すべきだという内容かと思っておりますので、中小企業とかそういった市民の方、住民の方に迷惑をかけるような軽減措置の削減とかそういう意味ではないと思っております。市町村に迷惑をかけないよというところの内容かと思っておりますので、私自身は5番を削る必要はないというふうに思います。

今、議長のほうが最後の行を外してもいいというのであれば、それはそれでいいかなというふうに思います。

委員長（重光俊則君）渡辺委員は、最後の行はできれば冒頭の前案から見て残すべきであるけれども、これは外してもいいという意見が多ければそれでも構わないということですね。

次、順番に聞いていっていいですか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）私も、特に5番を削る必要はないのかなというふうに思っています。なので、出された原案のままいったほうがいいのじゃないのかなと。

最後の行に関しては、そこがあることによって上程できないのであれば削除してもいいのかなというふうに思っています。

委員長（重光俊則君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）僕も、5番は特に削る必要はなく、浦川委員と同じく、最後の文言に限って修正するのであれば修正したらいいかなと思っております。

委員長（重光俊則君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）私も、今、浦川委員、それから田中圭介委員の意見と同じで、最後の文言については、先ほど渡辺委員から話がありましたように、やっぱり全国町村議会議長会からの依頼もあって意見書として提出する、熊取町の議会として示す意味もありますので、削る必要はないけれども、まとまらなければ最後の文言については修正があってもいいかなと思っております。

委員長（重光俊則君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）矢野委員のほうから今回限りの措置としてという最後の1行の部分は削除することも可能だという提案がありましたけれども、そこだけを削除してしまうと、かえってこの文章としての意味合いがちょっとおかしくなるのかなという気はしております。

私としては最初に言った意見に変わりはないんですけど、ただ、全体としてこの意見書の総体的な趣旨、そしてまた町村議会議長会から出ているというふうなことも考慮しまして、文言修正とか削除なしで賛成ということにしたいと思っております。

委員長（重光俊則君）分かりました。今、皆さんの意見を聞きましたら、坂上巳生男委員を含めて最終的にはこのままでもいいよという意見が多いと思うんです。そういうことで理解して、最後の「今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること」というのは明記しなくてもいいん

ではないかという意見も多数ですが、一応、元の意見書をベースにして、ここも含めた形でいってもいいんじゃないかという意見だと思うんです。それで、最終的に変更なしということで進めてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目のオンライン投票の環境整備を求める意見書（案）についてご意見を承ります。ご意見はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）オンライン投票の環境整備を求める意見書であります。新型コロナウイルス感染症の影響にも関連してこういう意見書（案）が出されたのかなというふうに思います。

オンライン投票ということについて私もよく分からないんですが、自宅で投票できるということであろうかと思うんです。オンライン投票というのは、実際これを実施している国等の事例があればちょっとお教えていただきたいと思うんです。

委員長（重光俊則君）オンライン投票の実例についてご存じの方がおれば、あるいは事務局のほうから。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）具体的にどこの国が完全実施しているかというのは私、つかんでおりませんが、オンラインであるとか郵便投票であるとか、今のコロナ禍の社会の中でそういう投票者が増えているということは聞いております。

ここで申し上げているのは、やはり仕事自体もオンラインであるような社会になってきておりますし、いろいろ人の接触が多い投票作業、職員もそうですし、そういう投票所に直接行くということの準備を今の時期から進める必要があるんじゃないかという意味合いでして、これがすぐできるかどうかというふうなところはまだ時間もかかると思うんですけれども、やっぱり具体的な議論を進めて投票環境の整備を進めてもらいたいんだというふうな、確かに坂上巳生男議員が言われるように、具体的な作業というんですか、家とかそういう人と接触のないところで投票するということですが、当然その作業にはいろいろパスワード送ってきたりとか、それから郵便で入るんですか、封書で入るのかあるんです。そういうふうな作業が当然個人の秘密を守るために必要だと思うんですけれども、そういう環境をどういうシステムでやるか、どういう作業でやるかということも含めて、やはり具体的な議論を進めて実現できるようにしてもらいたいというのが趣旨です。

委員長（重光俊則君）今、田中豊一委員が説明されたように、最後の3行目と2行目ですが、「よって国におかれては、オンラインを活用した投票環境の整備に向けた具体的な議論を進め、可及的速やかにオンラインでの投票環境の整備されるよう要望する」というところでまとめられておりますけれども、という意見書についての意見についてご理解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）オンライン投票の環境整備というふうなことになっておりますので、これから行く行くはオンライン投票という形になってくるのかなというふうに思っております。

ただ、やはり投票というのは、我々も投票で選ばれてきておりますけれども、民主主義の根幹をなすものでありますので、投票の公平性であったりとか、なりすましなどによる不正がないかとかというふうなことをシステムとしてつくるのが、より大切になってくるのかなというふうに感じております。

今日くしくも菅 義偉総裁が新総理に就任するというふうな形になっておりまして、また新型コロナウイルスの感染症対策で、いろいろとマイナンバー制度等で10万円の給付をやるというふうな中でいろんな問題が浮き彫りになったというふうなことで、デジタル庁を創設しようというふうな話になってございます。この意見書云々ということよりも、デジタル庁ができたときにこの意見書を出したほうがより効果があるのかなというふうに考えておりまして、出される時期を12月議会とかに少しワンテンポ遅らせたほうが私はいいいのかなと、個人的にはそういうふうに思っております。

委員長（重光俊則君）今、矢野委員のほうから、この意見書ですけれども、今、日本で菅総理大臣がなられたときに環境整備されることが見込まれるので、1か月延ばしたらどうかというご意見ですが、これについてはどうしましょう。どうでしょうか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）インターネットの普及率が高くなってきたというのはよく分かります。それ以上に大切なのは、やはり投票が公正じゃないといけない、公平じゃないといけないというふうなことを担保できるような仕組みをつくってもらわないといけない。これも併せて、やはり今現在デジタル庁をつくるというふうな声が聞こえてきますので、こちらのほうで議論をしてもらうようにしたほうが、より効果的なのかなというふうに考えております、もう一度言うとな。そのほうが自然かなというふうに思ったりしますけれども。

委員長（重光俊則君）今の矢野委員の考え方、新しい政府によるデジタル庁での進め方をもう少し見極めて、それがはっきりした時点ですいたらどうかというご提案なんです、このまま出したほうがいい、あるいはその時期まで待つとか、どちらかだと思うんです。それについていかがでしょうか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）時期を見てというのでいいのではないかとこのように思います。

委員長（重光俊則君）渡辺委員のほうから時期を見ていいのではないかとこのことで、もう少し新しい政府の動き方を見て決めたらどうかという、結論を出すか、この内容をさらに拡充してもいいんじゃないかというご意見ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）この重要性というのにはよく認識をしている上で、もう少し肉づけしたやつを出されたほうがいいかなというふうにちょっとご意見させていただきます。

委員長（重光俊則君）今、矢野委員のほうから、もう少し肉づけと、それから政府の動向をもう少し見て再提案したほうがいいんじゃないかというご意見ですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、そういう方向でいきたいと思えます。

それでは、今の時点ではもう少し時期を見たほうがいいということなので、本件は上程しないことといたします。

次に、3件目の防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。

この意見書は、次のページに書いてある1、2、3項、延長と拡充を行うことということと必要な予算の確保を図ること、それから災害と予算確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること、その災害に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮することという3つを実施する意見書なんです、これはこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

これは全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、4件目の地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ちょっと質問なんです、項目の1のところ「マイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること」とあります。現時点でのマイナンバーカードの更新手続というのはどういうふうになっているか、分かる範囲でご説明願えますか。

委員長（重光俊則君）分かる範囲でご説明できる方、おられますか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かる範囲ということですが、マイナンバーカードの更新、今ではオンラインではされていないかというふうに思います。意見書ではこういう形にさせていただいていますので、今やっぱり本庁のほうに出向いて更新手続をしているから、そういった手続をするのではなくてオンラインでできるようにという、そういった内容の意見書です。

委員長（重光俊則君）今説明がありましたように、現時点ではオンライン申請は実施していないという



ことで、オンライン申請を実現することというのがこの意見書ですということですね。今の説明でよろしいでしょうか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）マイナンバーカードについてはいろいろと意見もあるわけであるんですが、ただ、行政の様々な手続についてオンラインでも申請できるという、そういう可能性をどんどん拡大していくということ自体は必要なことではないかなというふうに感じております。そういう意味合いから、この意見書については特に反対するというものではございません。

また、2、3、4の項目についても地方自治体としてはそれぞれ必要な項目かなというふうに感じておりますので、この意見書については賛成かなというふうに感じております。

委員長（重光俊則君）今の坂上巳生男委員の意見に対して、ほぼこれは反対する内容ではないということですが、本意見書（案）については反対者なしということで、追加議案として上程してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、5件目の新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、PCR検査体制の抜本的拡充を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）PCR検査の体制、抜本的拡充というところの趣旨については全然異論がないんですが、今、国のほうも検査体制の拡充につきましては推進しておりまして、今回も検査体制について抜本的な拡充に向けて131億円を予算で確保するというところで閣議決定もしておりまして、その検査体制の中で、感染した場合に重症化するリスクが高い一定の高齢者を対象にした検査事業を行い、また自治体への支援などを進めるということで、そういったことも予算の中で盛り込んでいただいております。ですので、検査体制の拡充というところについての趣旨は賛同させていただくんですが、下にある3つの要望項目についてはちょっと賛成できない内容でございます。

まず、1つ目は、「感染者急増地域においては、感染震源地を明らかにし」云々とありますが、今、感染震源地だけでなく、先般一般質問等の中でも、検査体制をまずそれぞれ各地域で検査できるセンターを増やしていこうということ、今、国のほうでもそういう流れになってきていまして、熊取町におきましても地域で地域外来検査センターを設置するというふうな、医師会で協議するというふうに話が答弁の中でもありましたが、そういったふうな検査センターを感染震源地だけではなくて、やっぱり各地域でそういったセンターを設置していただくことが肝腎かと思ひまして、そういったところに国が財源を保障してほしいというところを思いますので、1番についての内容に賛同できない。

2つ目につきましては、行政検査についてですけれども、PCR検査を学校、医療関係全てというふうにあります。この中の行政検査というのは、やっぱり濃厚接触者の方がして初めて効果があるというふうに思います。専門家の方も、PCR検査をむやみやたらに増やして、それで終息するのかといったらそうではないというふうな専門家の方の意見があります。日本は今、保健所の中で仕分をして、そういった濃厚接触者の方を対象に検査しているから、その分で検査を見逃さない、保健所のような仕分をする仕組みがよそはないから全ての方に行政検査しているけれども、日本はそういった濃厚接触者を検査しているから確実に対応できているというふうに言われております。2番につきましても、全ての方を行政検査の対象にするというところは、またそれも国の負担だけ増えて、確実な感染防止につながるかどうかというところを疑問に思います。

3つ目は、「検査で陽性に判明した人を隔離・保護・治療できる施設を緊急に確保すること」とありますが、一応国のほうも予算を取って、そういったコロナ患者の病床や宿泊施設を10月以降も確保するための支援とかを、今回も医療提供体制の確保として1兆1,946億円計上して、確保するための支援をやっております。呼吸管理が必要な中等症の患者につきましても、診療報酬のさらなる引上げをして手厚い人員で対応する特定機能病院などの病床確保料の引上げも行い、手当てしていくというふうに関議決定しているわけなんです。意見書では、そういった隔離・保護・治療でき

る施設を確保することで終わっていますが、確保するだけでは駄目なんです。確保して、その後、その施設に対してしっかりと支援していかないといけないので、そういった施設が後、持続的に運営が可能にできるように、もう隔離した、また保護した、そういった施設、ホテル等が後の運営ができなくなるとはいけませんので、その確保した後も、その施設に対する持続的な保護というんですか、財政支援、そういったものが必要であります。そういったところも欠けていますので、趣旨は賛成できるんですが、この3つの要望については賛成できません。

以上です。

委員長（重光俊則君）今の渡辺委員の発言に対して、全体の趣旨については問題ないと思うけれども、各個別の要求項目がやはり全てを網羅していないとか、ほかのことも含めてやるべきことが必要であるということで不十分であるというご意見があります。それに対してご意見はございませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いろんな意見があろうかと思いますが、確かにここ数週間の中に国のほうもPCR検査体制の拡大、拡充に向けて動き始めているというふうに感じております。一定の予算も取って、検査体制をどんどん広げていくという方向に動いているというふうに感じておりますし、先般の一般質問等におきましても、この泉州地域においてもPCR検査センターを新たに作るのか、そういったことも報告されております。そういうことも踏まえた上で、さらにより一層先手先手を打って、PCR検査をより幅広く実施して検査によって抑え込むという姿勢で、私どもとしてはこのような意見書を出させていただいております。

根本のところでは同じ思いかと思うんですけれども、具体的な要求項目、対策という点では意見の相違があるのかなというふうに感じております。

渡辺委員の意見を聞いていると、部分的な修正で賛同していただけるというようではないので、それはやむを得ないのかなというふうに感じました。

委員長（重光俊則君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）ちょっと質問をさせてください。

2番、エッセンシャルワーカーに対するPCR検査というふうなことを書かれておまして、頻度はどれぐらいのことを想定されているのかなというふうなことをちょっとお尋ねしたいなと思います。世田谷モデルであるとか千代田区のことここにも書かれておりますけれども、エッセンシャルワーカーに対するPCR検査、どれぐらいの頻度を想定されておったのかな、ちょっと質問させていただきたいと思います。

委員長（重光俊則君）今の矢野委員のエッセンシャルワーカーに対するPCR検査の頻度はどの程度のことを考えているかということについて、回答がありましたらよろしくお願いします。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それについては明確に考えておったというわけではないですけれども、幾ら何でも、例えば毎週検査するとか、なかなかそういうわけにもいかないでしょうし、1か月とかそういうふうな単位になってくるのかなという気はしています。それは、先行的に実施している自治体とかの事例も見ながらというふうになるのかなというふうに考えておりましたが。

委員長（重光俊則君）そういう意味では、検査実施頻度については、今いろいろな団体が月1回以上とか、そういうものを実施しているが、ここでは明確にはまだ確認していないといえますか、ということですね。矢野委員。

委員（矢野正憲君）世田谷モデルというのを8月5日か6日ぐらいから聞いてはおるんですが、世田谷はどれぐらいの頻度でエッセンシャルワーカーの皆さんにPCR検査されているんですか。

委員長（重光俊則君）世田谷の検査情報についてご存じの方があれば。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ちょっと今手元には、正確なあれはないんです。世田谷はどうでしたかね。ひよっとしたら3か月に1回とかいうことだったかもしれないですけれども、少なくとも1か月以内、1週間とか2週間とか、そういう細かい間隔ではなかったというふうに思います。1か月だったか

3か月だったか、ちょっとそこは正確な記憶はないです。

委員長（重光俊則君）明確な情報はありますが、少なくとも1か月以上の間隔ということになると思いますが、そういう意味では明確に頻度を決定しているところはないということですね。

今の意見で、個々の項目については少なからず言葉足らずのところはそれぞれあるというのがあるわけですが、今回これを一部訂正して出せるか、あるいはもう一回見直して来るか、その辺の方向になると思うんですが、いかがでしょうか。

ということで、現時点では意見の一致は見られないということで、追加議案として上程しないことにいたします。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてでございますが、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和2年9月定例会閉会から令和2年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和2年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、9月23日に配付予定となっております。ご協力ありがとうございました。

---

（「14時22分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

重光俊則

総務文教常任委員会

## 総務文教常任委員会

月 日 令和2年9月17日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	浦川 佳浩	副委員 長	河合 弘樹
	委員	大林 隆昭	委員	田中 豊一
	委員	重光 俊則	委員	渡辺 豊子
	委員	坂上 巳生男	議長	矢野 正憲

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	勘六野 朗	総合政策部長	明松 大介
	総合政策部理事	野津 惠	総合政策部理事 兼財政課長	東野 秀毅
	総務部長	林 利秀	総務部理事	阪上 章
	住民部長	巖根 晃哉	住民部理事	山本 浩義
	健康福祉部長	山本 雅隆	健康福祉部理事	木村 直義
	都市整備部長	矢部 義雄	都市整備部理事 兼道路課長	白川 文昭
	都市整備部理事	田中 耕二	教育次長	阪上 敦司
	教育委員会 事務局統括理事	吉田 茂昭	教育委員会 事務局理事	原田 哲哉
	企画経営課長	近藤 政則	危機管理課長	藤原 孝二
	広報公聴課長	道端 秀明	情報政策課長	浦添 全弘
	総務課長	奥村 光男	総務課参事	井口 雅和
	人事課長	橘 和彦	税務課長	野津 博美
	住民課長	山戸 由紀美	環境センター 所 長	椿原 康雄
	健康・いきいき 高齢課長	石川 節子	介護保険課長	根来 雅美
	障がい福祉課長	馬場 智代	子育て支援課長	三原 順
	保育課長	藤本 明	保険年金課長	阪上 正順
	まちづくり 計画課長	馬場 高章	道路課参事	宮内 要重男
	水とみどり課長	庭瀬 義浩	学校教育課長	松浪 敬一
	学校教育課参事	松藤 茂孝	学校教育課参事	松本 歩
	生涯学習 推進課長	立石 則也	図書館長	原田 貴子
事務局	議会事務局長	藤原 伸彦	書記	瀬野 裕三

### 付議審査事件

- 議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例
- 議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））
- 議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入について
- 議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）

委員長（浦川佳浩君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

---

（「10時00分」開会）

---

委員長（浦川佳浩君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。議案につきましては、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございません。どうかよろしくようお願いいたします。

委員長（浦川佳浩君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長（浦川佳浩君）初めに、議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）おはようございます。

今回、町村議員、また町村長の選挙に関しまして、選挙公営という形で公費が助成されるということで条例が提案されているわけなんですけれども、ちょっとこの条例の中で教えていただきたいんですが、条例の8ページのまず上のほうのところ、ポスターについての算出というんですか、作成単価について、何か算出について条例の中に書いているんです。これというのは、ポスターの掲示数によってポスターの価格が変わるといところでこういうことになっているんですか。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）ポスターの上限単価につきましては、今、委員おっしゃいますとおり、ポスター掲示場の数というのが算出方法に入っております。算出につきましては公職選挙法により定められておるところでございます。もともとの単価が525円6銭掛けるポスター掲示場の数足す31万500円をまたポスター掲示場で割るという形になってございますので、ポスター掲示場によって上限単価が前後するというような計算式になっておるところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。ちょっと複雑な計算かなというふうに思いまして、掲示場が増えればポスターも価格が下がるというところになっているわけですね。

次に、下のところに選挙ビラについてもあるわけなんですけれども、この分については上限単価というのがちゃんと条例の中で定められているみたいなんですけれども、配布枚数については条例の中には定められていないんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）ビラの配布枚数につきましては、こちらのほうも公職選挙法で定められておりました、町長が5,000枚、議員の皆様は1,600枚というふうに定められておりますので、これを準用するような形になっておるといったところでございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）一応、公職選挙法で定められている分については、条例の中にはもう新たに記載しないというところですね。分かりました。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）今、渡辺委員の質問があった内容とよく似た話なんですけれども、ポスターは掲示場の数プラス何枚か印刷するんです。それというのは、例えば今年の統一地方選のときに強風が吹いて掲示板が倒れたというところが2か所あって、あれはたしか知事選と府議会議員の選挙のときやったと思うんですけれども、掲示板を全部入れ替えるからまた貼りに来てくれというような話がありましたんです。そういう分、要するに掲示場プラスアルファの分もこの費用の中に入るんですか。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）確かにそういった、実際はもうちょっと作成するというようなことがあるかもしれませんが、一応この数量につきましては、ポスター掲示場の数が公費の対象になるというところでございますので、今であれば79枚が公費の対象になるというところでございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の選挙運動用自動車及びビラ、ポスター作成の公営に関する条例ということなんですが、これは、これまで町議会議員の私もほかの議員の方々も皆同様であったと思いますが、市議会議員選挙あるいは府議会議員選挙に関しては選挙の公営という部分があって、町村議会議員の選挙には公営がないということで、それに関しては非常に不公平感というのを持っておりました。なぜこういうふうに扱いが違うのかという思いがあったので、今回法律が改正され、それに伴って条例改正をして選挙公営が導入されたということは喜ばしいことかなと思うんですが、ただ1点、ちょっと不安な点は、選挙の立候補の受付等に関する実務というのは、選挙管理委員会事務局を担当している職員にとっても頻繁にそれをやっているという作業ではありませんので、国政選挙も含めれば選挙は頻繁にあるんですが、実際、立候補者が出る選挙というのは町議会議員選挙、そして町長選挙ということになってきますよね。府議会議員選挙は立候補の受付は府の選管ですから、直接候補者を受け付けるということになってきますと町長選挙及び町議会議員選挙ということになるのかなと思うんですが、そういう中で、結局、選挙の受付、書類の審査等の業務に携わる職員が日常的にその職務を執行しているわけではないので、職員の交代等があったりして、なかなかそのときの選挙において選挙事務に熟達した職員が必ずしも十分ではないというふうなことも起こってくるかなと思います。また、その直前に何か改正があったりした場合に引継ぎが不十分であるとか、そういうこともございます。

先般の町議会議員選挙におきましても、選挙公報のサイズが変更になっているというふうなことがございました。選挙公報のサイズの変更で、これはもう言わずにおこうかなと思っておりましたが、私の選挙に関して非常に職員の不備がありまして、私が選挙直前に迷惑を被るといったこともございました。そういったこともありますので、こういう選挙の実務に関してはくれぐれも事前の準備、そしてまた職員の体制をきちんとしておくということが必要かなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）選挙公営の事務につきましては、おっしゃいますとおり、ここが初めて我々の選管の事務局のほうでやるということになってございます。ただし、先行の当然近隣の市とかであればもう既に導入しているところでございますので、そういったところからしっかりやり方とい

うんですか、手続的などころも含めて情報収集した上で、きっちり対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）くれぐれも事前のシミュレーションと申しますか、そういうのを準備していただいて、また、既に実施している自治体に気をつけるべき点等をよく情報収集していただいて、万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

選挙の立候補手続というのは、候補者にとっては時間の限られた問題ですので、立候補直前、告示日直前になっていろいろ修正事項等が生じると大変困難を来すというふうなことがございます。

そういう点では万全に万全の準備をお願いしたいというふうに言っておきたいと思います。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）1点ちょっと補足というか、先ほど渡辺委員のほうからビラの数量の条例での位置づけというところなんです。お示ししている条例の第5条のところの法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のもの、これが先ほど申し上げた数量でございますので、ここでこういう形で上限を位置づけているというところでございます。すみません。よろしく申し上げます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）公営選挙ということで、ポスター、ビラ、選挙運動用の車、これに公費が使えるということになるんですけども、ポスターとかビラ等の作成の開始日というか、契約をしてやらないといけないんです。それを何月何日までにしなないといけないというのはもう決まっているんでしょうか。候補者の数とほかの選挙との兼ね合いもありますけれども、印刷が十分に余裕を持って取れる期間内に発注すれば……。要は、公営の仕事の場合は、業務発注がある指定の期間内でないといけないということがたくさんありますよね。だから、それを外れた場合は私費になるというようなこともあるんですが、その辺の契約と印刷開始とか車の借用の開始とか、そういうものについての期間はどうか定まっていますか。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）契約をまず締結していただければ、届け出ていただくことになるんですが、その届出につきましては立候補の届出日というような形になってございます。

しかしながら、今、委員おっしゃいましたとおり、当然そこから印刷というところになってきますと、実務的に日程的にその間に対応できないという部分もございまして、その辺は一定、多分幅があるんだろうなというふうに考えてございます。その辺につきましてはまた改めて、当然これも先行団体がございまして、そういったところからしっかり情報収集して、しっかりと説明してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）それで余裕を持った期間がいただければいいんですが、町議会議員の選挙ですと人数も非常にたくさんの立候補者があって、また、近隣の自治体も同じような日にやるとなると、町議会議員の選挙のビラとかポスターの準備というのはかなり競合して、非常にタイトになってくると思うんです。その辺を考慮したスケジュールが、これ、いつ発表されるのかということになりますけれども、その辺はどうなりますか。

委員長（浦川佳浩君）奥村総務課長。

総務課長（奥村光男君）その辺の詳細のスケジュールにつきましては当然今後詳細も詰めていきまして、また改めて、いわゆる手引書でありますとか候補者説明会でありますとか、そういったところできっちり説明させていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）できるだけ早く、事前にその辺の説明をしていただけるよう努力してください。お願いたします。



以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第68号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この手数料条例の一部改正については、マイナンバーカードに関わることであり、通知カードが今回廃止ということになって、そのため、再発行を規定している条例のその部分を削除するというようなのですが、通知カードを廃止するということについての背景と申しますか、その辺の事情をご説明願います。

委員長（浦川佳浩君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）通知カードの廃止になった背景でございますが、社会のデジタル化を進める観点から、現在、5月24日まで利用されておりました紙製のカードから公的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に進めるために行われたもの、もう一点は、転入・転出とか住所に変更があった、もしくは結婚されてお名前が変わったとか、カードに記載されている内容の変更が生じた場合には、その都度券面のほうへの証明というのが必要になっておりました。これによって住民、また、市町村の職員双方の負担となっており、そういったことへの改善というような要望も、市町村のほうから挙げられていました。そういったものを勘案して、今回、法律のほうが改正になったというものでございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）事情は大体分かりました。主たる要因はマイナンバーカードの利用促進ということであろうと思いますが、現在、私も持っておりますけれども、通知カードについてなんです。通知カードに当然のことながらマイナンバーも書かれておまして、マイナンバーを何かの書類に書く必要が生じた場合に通知カードを見ながら書いているという方も多数おられるかなと思うんですが、現在、通知カードといったものを利用している方が、通知カードがもしなくなってしまっ再発行してほしいと言われても、それは駄目ということなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）5月25日以降の再交付というのは行いません。ただし、現在、それまでにお持ちいただいていた通知カードの記載内容に変更がなければ、引き続き、マイナンバーを証明する書類として使っていただく形になります。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）マイナンバーカードを取得すれば済む問題なんでしょうが、通知カードをマイナンバーのメモ代わりに利用していたと、そういう方にとっては、通知カードをなくさないようにする、あるいはマイナンバーについてはちゃんと確実にどこかに記載しておく、ということしかないということになるんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）もう一点としまして、住民票にマイナンバーを記載して、証明書として交付

するという方法がございます。ただし、この場合は有料になります。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いずれにしても、マイナンバーの利用を促進するという方向で社会が動いているのかなと思いますが、近々マイナンバーに新たに付与される機能とか、そういったものは予定されているんですか。

委員長（浦川佳浩君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）今のところ、地方公務員なんかを対象にしました健康保険証としての利用なんかは想定されております、もうこれ決まったこととしまして。まだ法令の改正等がございますので、個々具体的にそれ以外のところで何かというのはございませんが、今後、委員おっしゃるように、広がりを見せていくことは間違いないというふうに考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）マイナンバーカード利用者を促進するために通知カードをなくして再交付なしという形のところかと思うんですが、その段階の中で、やっぱりマイナンバーカードを作りやすく、今、通知カードを持っている方がやっぱりマイナンバーカードに変えなあかんということで、マイナンバーカードを作りやすくする体制というのが必要かと思うんです。

それで、タブレット端末等も、住民課のほうで今回設置していただいて、作りやすくしていただいているかと思うんですが、そういったところの、この手数料条例改正とともにマイナンバーカードは作りやすくなっていますよというところの啓発とかいうことも必要かと思うんです。その辺のところはどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）委員おっしゃるとおり、周知活動というのはすごく大切なことだと思います。ホームページ、また、広報におきまして、そういった支援をさせていただいているということは、周知させていただいております。

あと、またマイナンバーカードを作りたいんだというようなお問合せもよくあります。その場合には、こういったものをご用意して窓口のほうにお越しいただいたら、お写真も撮った上で申請のお手伝いまで全て住民課でさせていただきますというような、そういった案内もさせていただいております。そういったこともありまして、タブレットを利用して今年度4月1日から9月16日、昨日までに451の方がタブレット端末を利用して申請していただいております。かなり効果は出ているものと考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。以前まででしたらやっぱり何回も、2回は本庁に行って手続するのに時間を取らないといけないというところがそんなので、また、申請してもなかなかカードが来ないとかいった分で、ちょっと手間がかかるというところでちゅうちょされている方も多いかと思えますので、その辺のところ、1回は行かないといけないですね。

（「はい」の声あり）

委員（渡辺豊子君）その辺のところと申請に手間がかからないというところを、またしっかりとPRしていただきたいと思えます。

今、今回451人と言うておられましたが、町としては交付率は何%になっておられますか。

委員長（浦川佳浩君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）8月末現在で熊取町の交付率が21.5%になっております。ちなみに、大阪府の平均が21.0%、全国平均が19.4%となっております。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。全国や府よりも交付率が高くなっているということ、大変住民課の

ほうでも努力していただいていること、ありがとうございます。また今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第69号 手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よつて、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）議案書の後ろの資料の6-1をちょっと見ていただきたいんですけども、何点かあるんです。

まず、上の図面でペケになっているところがアスファルト舗装ということなんですけれども、確かに凸凹があつて、雨が降つたら日によっては3日か4日ぐらい水がたまつたりしているところなんです。ここはたしか府有地だと思いますし、長池オアシス公園の敷地になっているのかどうか、これは単費でやるのか、それを教えてください。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、田中委員おっしゃられているアスファルト舗装する区間でございますが、こちらは府有地ではなく、長池の公園の敷地になってございます。費用としましても、交付金の対象となつて舗装の補修をかけていくものでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）それと、下の図面なんですけれども、確かに魅力的な遊具、ザイル遊具だとか、次のページで複合遊具なんかあつて、新しい公園だなというような感じがするんです。ここの公園は、ザイルのところは滑り台があつて、下に砂場があつて、周辺に動物のマスコットみたいなものが何点かあつて、子どもたちはここをライオン公園とかと言つていたんですけども、これが全く違う場所に移動するんです。奥まつたところはたしかもともと木製遊具があつたところで、高学年というか、中学年以上の子どもたちが使うようなところなんです。もう設計ができていますので、今さら言つてもあれなんですけれども、周りが木々に囲まれていて、やっぱり見通しが利きにくいところに小さい子どもが遊ぶところがあるんで、そのあたりの防犯的なこととか、それから砂場だとか滑り台はありますけれども、ブランコだとか、そういう幼児用の遊具はどこにあるんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）そしたら、順番にいきますと、まず委員おっしゃられている砂場にあつたライオン、ここが子どもたちにライオン公園と言われている一つのあれなんですけれども、こちらのほうも委員おっしゃられるように、やっぱりこの目印みたいなものになってございますので、そちらのほうは、下の図のちょうど下の入り口、インターロッキングと書いているちょうど一番下のところの両サイドぐらいに移設する予定をしております。

あと、ちょっとそこから1段高くなつたところで、今、木々がぐつといっぱい生えているところなんです。その辺で安全的にどうなんだというところですが、その辺も、やっぱり木というのがここが

一番たくさんあって、なるべく自然を残すということで、もう伐採ということはせずやっ払いと思っています。その辺の安全面については、できれば目線2メートルぐらいまでは枝を全部抜いて向こうが見通せるような格好で剪定をかけていって、その辺の安全対策というものをしていこうと思っています。

幼児遊具につきましては、やはり、もともとブランコがあったところにはザイルというロープのジャングルジム、これがどちらかというと高学年的な対象遊具になるかと思っています。もともとのブランコの幼児対象遊具といいますのが、ちょうど1段上がった上のところで、あずま屋がある横で複合遊具というのがあるかと思っています。その下にマウンテン遊具、その辺が、次のページめくっていただいた写真にもございますように、どちらかといったら幼児向け、マウンテン遊具なんかも本当に幼児向けということで、どちらかという上上の辺に幼児向けのものを寄せて置いているところがございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）多分、最後のほうになると思うんですけども、先ほどのペケのアスファルト舗装だとか長池下池、長池との間の通路の脱色アスファルト舗装、これを施工するときはこの辺りは通行止めにするとか、多分、工事の間にはそういうことが考えられるんですけども、大体どのぐらいの期間を考えておられるのか。それは何でかといいますと、朝夕、結構ウォーキングとか犬の散歩とか来られている人がたくさんおられますんで、その期間が知りたいのと、その間のPRというんですか、そのあたりを十分お願いしたいんで、そのあたりの対策を教えてください。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今おっしゃられるとおおり、一番よく歩かれるところというのが脱色アスファルト舗装をしている部分になります。

脱色アスファルトといいますと、普通の道路でやっている黒色のアスファルトとはちょっと違って特殊性を持っています。その辺で、材料の供給の量というの制限がかかってくる分もございまずので、施工範囲を見ながら、なるべく一度には多分できないと思うんで、部分的な通行止めという箇所が、アスファルトなので一時的に出てくるのかなとは思いますが。その辺は、また現地のほうでこの区間がいつから通れなくなりますよというふうな明示はさせていただいて、利用者の方に見ていただけるような形で、対応は取っていきたいと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）使いながら直していくんで、そのあたりはしようがないと言ったらあれなんですけれども、きれいになるんで我慢していただけると思うんです。長池のオアシス管理会なんかは周りの自治会とボランティアの方でやられているんで、そのあたりの意見も聞きながら今のPRは十分やっ払いいただいて、事前告知をお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）要望をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）1期のほうはボードウォーク等を設置していただいて無事に完了して、交付金も頂いて、いい公園になったかなというふうに思っております。ありがとうございます。

今回、2期目の工期になるわけなんですけれども、今の田中豊一委員が言われていたところとちょっと同じようなことを聞かせていただきたいと思います。上の図の今説明がちらっとありました。私も聞きたかったんですが、脱色アスファルトというのは特殊と言っていました。普通のアスファルト舗装とどこが違うって、ここはなぜ脱色アスファルトにしたのかということの説明をお願いしたいと思います。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）脱色アスファルトの特殊性というんですか、要はプラントからアスファルト合材というのは出てくるんですけども、通常の黒でしたらずっと黒を作っていて、脱色アスファルトというのが、もうご存じのとおり茶系のアスファルトになりますので、プラントを1回全部きれいに洗ってからでないとおの色は出せないんです。だから、その辺で、出荷のタイミングというのが、通常黒を作っているところを止めてもらって、洗ってもらって出してもらおうというところがあるんで、ちょっとその辺での出荷のところでの制限がかかるよという特殊性でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）材質の特殊性というのではなくて、なぜそこをそういうふうにしたのかというところ。たくさんの方の住民の方が散歩されるので歩きやすいからそういうふうにしたのか、その辺のところの違いというのを教えていただきたいんです。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今現在直そうとしている脱色アスファルトするところというのは、真砂土舗装といって土を固めたもので舗装されています。渡辺委員も何回も行かれていますと思うんで、もうご存じかと思うんですけども、どうしても、もうそれが20年たってきていますので、そこらが傷んできている。特に傾斜のある坂道とかが、やっぱり雨水が降ったことによって掘れたりして凸凹が大分出てきて、よっぽど悪いところは補修もしたりしておるんですけども、その辺が今回の脱色アスファルトとなれば、やっぱりアスファルトですので、普通の黒と何ら材料は同じです。色が違うだけです。ですので、やっぱり真砂土みたいに掘れたりすることもないし、色目も今の土色に近い色になりますので、その辺で自然にも合うかなというところで、今回脱色アスファルトにさせていただきます。

ほかの町内の公園でいいますと、ゆめの森公園の芝生広場の周りの上へ上がっていく園路だとか、あの辺が全部同じような脱色アスファルトで施工してございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）歩いていてもぼこぼこになりにくいというところなんですね。分かりました。

下の図の、ちょっと分かりにくいんですが、一番真ん中に円がありますけれども、これは何なんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）真ん中にぐるっとしてありますが、ちょうど下の絵で左から脱色アスファルトというのが蛇のようににゅっとS字の形で入ってきて、丸も同じ脱色アスファルトの円い道みたいになります。ちょうどその中が、先端に高木を入れてありますし、木の違うところについて、ちょうど丸の中は真砂土、ほんまの土でさっと入れるような広場になってございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）中心の丸、これは木ですか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）木です。シンボルツリーで木を予定しています。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

遊具については田中豊一委員のほうがいいろいろと聞かれていたんですけども、長池を散歩される方とこの公園というのがちょっとやっぱり、ここを通って長池オアシスのほうに入って散歩されるということも想定したときに、子ども向けの遊具だけではなくて高齢者も利用できるような健康遊具ですか、そういったものの設置は考えられないのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）健康遊具は、まだここは現在、設置は考えていません。

ただ、上のほうでいろんなベンチをたくさん置いていますので、どっちかといえば、上ではお孫さんとおじいちゃん、おばあちゃんがぐつろいでくれる、孫を見ながら遊んでいるというような感

じで、上のほうはそういうような設定をしています。

もともとブランコのあった下のほうにつきましては、どっちかというたら高学年児童向きの遊具をつけて、こっちはちょっと大きい子どもがわっと遊んでもらえるというふうな、そういうコンセプトで一応、施設の配置等は考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そうやってお孫さんを連れて散歩しながら公園を利用するのであるならば、そのベンチも健康遊具を兼ねたベンチとかそういったものもありますので、腹筋ができるとか、何かそんなベンチとかも町営住宅の近くの公園、大原池公園、そこにそういった健康遊具等も置いています。まだ検討できるのであればそういったものも検討していただくことが、利用者増につながるのではないかなというふうに思います。

委員長（浦川佳浩君） 田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君） おおむね課長の申し上げたとおりで、メインで想定しているのは、やっぱり付近にアトム幼稚園があるということもあって、結構利用していただける。もちろん、長池住宅のほうで高齢者の方がいらっしゃるという分、メインターゲットというのがやっぱりこの2つ、通常時としてはこの方々になるのかなというところで、課長が申し上げたとおり、散歩していただきながら子どもが遊べるようなところにしておりますが、委員おっしゃるところを我々も実は考えていた部分でこうなったんです。施工段階でもう一度その辺、今からでも対応できるようなものがあるかと思っておりますので、ちょっと公園的にどこまで置けるかというようなところもちろん、あまり置き過ぎるとごちゃごちゃ感が出てくるというようなところもあります。ちょっとその辺、また考えさせていただいて、検討させていただいて加味させていただきます。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君） 今示された資料6-1の上と下で、上の歩道の変更がありますけれども、ここでされていない上半分の歩道は、現在、板の歩道もあると思うんです。それは変わったんですか。上のマークがされていない部分の歩道はどうされるのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 今、重光委員おっしゃられている黒点とかがない上の部分、北側の部分になろうかと思います。こちらは一応もう一年長池公園のほうは整備いたしますので、来年また今回と同じような舗装をかけていく予定としております。

委員長（浦川佳浩君） 重光委員。

委員（重光俊則君） 今年の契約の中でその部分が入っているということでしょうか、あるいは新たに上の分を来年の工事として追加するということですか。

委員長（浦川佳浩君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 一応、長池公園は規模も大きい公園になってございますので、3か年間という期間をもって全体を整備していこうと計画してございます。今年度については今、絵でお示しさせてもらっている区間を、今、重光委員おっしゃられている北側のまだ印のいっこともついていないところにつきましては、令和3年度事業として着手していこうと考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 重光委員。

委員（重光俊則君） スケジュール的には分かりましたけれども、かなり長期に、一番上の部分を含めて通行止めの処置が必要になりますよね。その時期が令和3年度ということで、その辺がまだ決まっていないんでしょうけれども、その辺は令和3年の1年間かけてやるんですか。それとも数か月で終わるところでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君） 令和3年度のどのくらいの時期というのは、恐らく今年と同じような時

期になろうかなと。やっぱり費用的にもまだちょっと積算、細かいことを決めていかんといけないですけども、議会のほうに諮っていかなあかん要議決案件の金額になれば、また議会に諮らせてもらわなあかんということもございますので、やっぱり秋口から冬にかけての施工になろうかなと思います。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）このオアシス公園は、下のほうでかなり具体的に子どもの遊び場が変わってしまうというところもありますけれども、ふれあいゾーンがそう変わってしまうんで、グラウンドとかそういうものがかなり変わるんですよね。それとも、グラウンドはそのまま使える状況になるんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今、6-1の絵の下の部分、ふれあいゾーンと書かれているところ、今、冒頭田中豊一委員からもブランコだとかいろんなのがあるところやねというところをおっしゃられていたとおり、もともとふれあいゾーンにつきましては遊具の設置している区域ということでしたんで、その辺の中で幼児遊具だとか児童遊具をもう一回リニューアルかけさせてもらっている状態です。

今、重光委員がおっしゃられているグラウンドというのは、郵便局のほうから入ったところの広いグラウンドのことかと思うんですけども、そちらのほうにつきましては特に手を加える予定はしてございません。あのグラウンドはグラウンドのままで残して、やっぱりあそこでも子どもたちがよく遊んだり、高齢者の方のゲートボール、グラウンドゴルフとかもやられたりもしていますので、あのグラウンドはそのまま、今と変わらず残ります。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）分かりました。

それで、工事の仕方にもよるんですが、どこを通行止めにするかということで、結構通行止めの区間と期間が長くなるおそれがありますよね。その辺もまた具体的に、この部分はいつからいつまで通行止めにするのかというようなことも含めて、その辺の情報を流していただきたいと思います。

委員長（浦川佳浩君）要望ですね。お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第75号 工事請負契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回議案として上がっております出退勤システム用タイムレコーダーについてなんですが、これについては、今現時点においてはこのようなものは使っていないのか、新たに更新するのか、その辺はいかがなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）現在は紙のがちゃっというタイムカードを出退勤の管理として使っていますが、今回、電子カードといいますか、カード型にして電子化するというので、システムとしては新たな構築になります。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これまでのものは人が手で差し込んで出退勤を記録するだけのタイムカードであったものを電子化するということのようにありますが、そのことによってどういう利便性が生まれますか。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）タイムカードが現行からこういうシステム化されることによりまして、まずはペーパーレスがございます。タイムカードの紙用のやつがなくなりますし、また、今回このシステムに合わせまして給与明細も、今まで横長の皆さん給与を渡していたんですけども、これもパソコンで配付できるような、電子化することによるペーパーレスが一つございます。

また、業務の効率化としまして、特に会計年度も今回このシステムで出退勤管理いたしますので、先ほど言いましたタイムカードを全部打ち出して、その月の集計を紙ベースで手作業していた分を電子化することによって、その集計作業、集約作業もかなり効率化されるというふうに見越してございます。

また、これまで職員証というのがなかったんですけども、今回、正職に限って、タイムカードに使うICカードを職員証の代わりとして顔写真入りのものということでも今想定してございますので、そういった様々な部分で効率化、また利便性が図れるというふうを考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）会計年度任用職員についての扱いはどうなりますか。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）会計年度の方に関しましては、入れ替わりも激しいですので、その都度カードを更新していると非常に難しくなります。カード自体はそれぞれ皆さんに1人1枚配付いたしますけれども、顔写真入りというのは再任用を含めて正規職員のみという形で考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）顔写真入りのものは作らないけれども、カード自体は会計年度任用職員も含めて職員全員が新しいシステムを利用するということになるわけですね。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）そのとおりです。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちょっと教えていただきたいんですが、今回、契約の方法で公募型プロポーザル方式による随意契約というふうになっているんです。この契約についてちょっと説明していただけますか。公募したので何者かやっぱり来られたんですよね。その中でここに決まって、ここが一応随契にずっとなっていくというところなんですか。ちょっとその辺の説明をお願いしたいんですが。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）本来であれば入札とかいう形で指名競争入札とかがあるんですけども、やはりシステムの機能が各社いろいろ特徴があつたりいたしますので、一律この機能でというのは、価格のみでの競争が非常に難しい部分がございます。それぞれ特徴あるシステムの評価をするためにプロポーザル方式で行ったと。その場合に、指名してプロポーザルの業者を選んだのではなく、公募型ということで、広く一般的にこのシステムを所有されている会社にご提案いただきたいということで、公募型といたしました。



ただ、結果的には応募があったのは1者のみで、その1者に今回、契約の相手方という形で随意契約させていただく形になります。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） その公募した期間というのはどのくらいですか。

委員長（浦川佳浩君） 橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君） 公募期間としましては約1か月、7月に実施を行っております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。一応1者のみだったわけですが、プロポーザルということですので、その会社のほうにいろいろ提案というか、事業の説明等をしていただいたというところなんですか。

委員長（浦川佳浩君） 橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君） プロポーザル自体は実施いたしました。ですので、プロポーザルの結果の評価というのをいたしまして、一応こちらの条件を満たしているという形で契約を結ぶことにしております。

また、先ほど1か月の期間の中で、当然これまでいろいろお聞きしていた業者、参考にしていた業者には、データを公募していることは理解されておりますけれども、それ以外のところにも過去に取引のあった給与システムとかの会社であったりとか、公募をしていることは一応アナウンスして参加を促したわけですが、結果的に1者であったというところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

随意契約というところなんですけど、もうそしたらここにずっと、それはやっぱりシステム上変えられないというところで随契になるわけなんですか。

委員長（浦川佳浩君） 橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君） いわゆる随意契約というのは、そういう意味で入札とかではなくてということで、あくまでプロポーザルで競争した中でその1者を決めたという形の随意契約という意味合いでございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。では、ずっとそこという意味……。

委員長（浦川佳浩君） 橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君） すみません。これは備品になりますので今回単発で買いますけれども、システムの契約期間としましては来年の4月1日から約41か月の契約を結びます。なぜ41か月かといいますと、これは給与システムとの連動性が非常に大事になっておりまして、平成31年度、昨年給与システムを入れ替えておりますので、その周期と合わせた契約期間で一旦設定して今回公募したと。基本的には、給与システムと合わせて次の延長をするかどうかは、その時点でまた競争入札なり何なり、プロポーザルも含めて考えまして、延長するかどうかというのをその時点でまた判断することになるかと思っております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 41か月というところで契約するということですね。分かりました。

その中で、資料のほうで今回、全てタイムレコーダーを設置するというので、それぞれの公共施設や学校とか保育所とかも全部そうなんですけど、20台というところで、機械とすればタイムレコーダー1台は幾らになるんですか。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）タイムカードも実は2種類ございまして、L GWAN回線を使って今回オンライン化するところ、つまり出先であってもL GWANがつながっているところと、斎場と各小・中学校なんですけれども、L GWANがつながっていないところで、タイプが違うタイムカードを置くことになるんです。それほど大きな差は金額的にございませんので、大体1台当たり30万円ぐらいの形になります、税抜きではございますけれども。

ただ、トータル提案を受けている中では、単価は示されているんですけども全体的にはそこから値引きということで契約金額のほうはありますので、値引きした後の単体の金額というのは向こうから提示されておりませんので、一応定価ベースといえますか、向こうの提案ベースでいうと、1台当たり30万円ぐらいというところでございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

そして今、先ほど説明もありましたが、職員お一人お一人にI Cカード、職員カードという形で配付されるというところです。そしたら、そのカード自体は1枚幾らになるわけなんですか。800枚となっていますね。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）800枚につきましては先ほどのタイムレコーダー一式のシステムの中に含まれておりまして、単体の金額は、すみません、ちょっと把握できてございません。800枚という形でI C発行システムという中に含まれてございますので、1枚当たりの単価というのは今回のご提案の中ではちょっと分かりかねます。過去にいただいていた情報収集の中での金額は、もし後で示せたらまた示させていただきます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

一応、職員がそれぞれ個人の職員カードとして携帯するわけですよね。そして入社したときにはそのカードをタッチしてというところで、タイムレコーダーで入出勤が分かるというところになるというところですが、そのカードというのは常に携帯するというところでよろしいのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）そのとおりでございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、そのカードをもし紛失したりとかした場合はどうなんですか。

委員長（浦川佳浩君）橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）今回800枚購入いたします。正規職員で大体330名、会計年度で350名ですので、少し余裕を持っておりますので、基本、なくした場合は再発行というような形で考えてございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）議案第76号に関する質問ではないんですが、ほかに発言する場所がありませんので、委員長にここで発言していいかどうかお伺いしたいんです。

次の議案、これはもう既に本会議で審議され可決されているんですが、G I G Aスクール学習用端末機器の購入についての案件で本会議でいろいろ質疑があって、休憩を挟んで採決ということになったわけなんです。担当課に1点ちょっと要望したい件があるんですが、ここで発言させてもらってよろしいでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）これ、要望ですか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）要望といえますか……。

(発言する者あり)

委員長（浦川佳浩君）じゃ、ただいまよりしばらくの間休憩いたします。

---

(「11時01分」から「11時02分」まで休憩)

---

委員長（浦川佳浩君）休憩前に引き続き会議を開きます。

橘人事課長。

人事課長（橘 和彦君）先ほど渡辺委員からカードの1枚当たりの単価の質疑がございまして、すみません、800円でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第76号 出退勤システム用タイムレコーダー等の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

質疑については、説明員の出席の都合上、配付しております区分表のとおり、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分に分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）5ページの債務負担行為ですけれども、図書館のOA機器の賃借及び保守委託の2年から9年ということなんです。たしか財政担当理事の説明では、令和3年度に改修ということに変わったんでこれを出すんだということですのでけれども、その経過とか、歳出のほうでも一部出ているんですけれども、その中身をちょっと教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）図書館の債務負担行為の変更等についてご説明させていただきます。

図書館の現在の図書管理システムは、平成28年3月から10年間使用することとして購入とか契約をしております。パソコンなどの機器類につきましては5年間のリース契約で、機器の故障や不具合が発生しやすくなる5年後に機器を更新することとしています。本来なら今年度の令和3年3月に新しい機器に更新する予定でしたが、現在使用の機器類に大きなトラブルがなく、経費削減の観点から機器の使用を1年間を限度に延長することになりました。それに伴い、機器の保守料やリース料が1年間先払いになるため予算の不足が生じ、補正をさせていただきました。

また、5年間の図書管理システム賃借料を支払うに当たり債務負担行為を行ってききましたが、延長することにより図書館システム賃借料が取り下げられたので、債務負担行為の補正が行われたということになります。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）内容はよく分かりました。1年繰下げとか繰延べとか、ということなんで

すけれども、ということは10年間は賃借、それから補修点検は、業者は変わらないということでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）業者は変更なく、同じ業者で同じシステムを使っていくということになります。以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）11ページ、普通交付税のところ、そしてまた13ページの臨時財政対策債、町の基幹的な歳入項目について、毎年、この9月議会の補正予算では地方交付税の補正、そしてまた臨時財政対策債の補正が大体上がってくるんですが、これについては、この年度としては地方交付税額、そしてまた臨時財政対策債の額はほぼ確定ということになるんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）今回、坂上委員がおっしゃったように、大体9月にその年の交付税が確定するので、補正を毎年大体上げさせていただいていると。もともと非常に交付税額というのは全体の中で規模が大きいので、少しずれても万単位ずれますので、やはりそのタイミングで予算を整理するということは今、委員おっしゃっていただいたとおりです。

現状、令和2年度の算定が基本的に7月で全国的なことで集約されて一定確定しておりますので、今後、特段の国のほうの動きがない限りは、この金額が令和2年度の交付税額、臨時財政対策債に振られた額という形となります。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。地方交付税額、この数字だけ見ると前年度よりも増えているということがあるかと思いますが、一方で臨時財政対策債の部分が前年度に比べれば減少ということになっているのかなと思います。その辺の事情はいかがですか。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）令和2年度の国が定めた地方財政計画の中には、幾つかのポイントが当然あったんですけども、その中の一つに地方の財政状況の健全化というのがテーマとして上がっておりました。一番最後のほうやったんですけども、その中で、一つは臨時財政対策債に振り替える金額を少なくするという一定の計画の下に進められましたので、今回、予算でもそのあたりは反映しておったんですけども、その結果がそのまま出たというふうに理解してございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。財政の健全化という観点もあってそういうことになったようですけども、地方交付税も、結局じわじわと総額は増えてはいるんですが、地方交付税が入ってきて結局それは臨時財政対策債を含む様々な地方債の借金返済の財源ということが占めている部分が非常に多くなってきておりますので、地方交付税をどう捉えるかということもなかなか難しいことであろうかというふうに感じております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）20ページ、21ページの小学校費の小学校感染症対策等支援事業と、また中学校も同じなんですけど、22、23ページで中学校感染症対策等支援事業というのがありまして、資料を頂いた中でサーキュレーター等、消毒液等、備品、消耗品を購入するというふうにあるわけなんです。もう少し詳しく説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）小学校感染症対策等支援事業と中学校感染症対策等支援事業ということで、

消耗品、備品を計上させていただいております。

この予算の内容なんですけれども、国の補助制度、学校保健特別対策事業費補助金というのがございまして、これは以前からあるんですけれども、今回、新型コロナの感染症対策ということでこの要綱が改正されまして、内容といたしまして、学校における感染症対策を徹底しながら児童・生徒の学びの保障をやっていくというところの中で、学校長の判断の中で消耗品であったりとか備品であったりとか整備をしていくというものが国の制度としてできました。それは2分の1の補助制度なんですけれども、これを活用して整備していきましょうということで、今回予算を上げさせていただいております。

消耗品については、小学校で401万3,000円と中学校で213万7,000円上げさせていただいております。これは、10月2日にご可決いただいた以降、年度末まで学校の感染症対策で執行していただこうというふうな予算でございます。

それとあと、備品購入費で小学校で400万円、中学校で240万円計上しております。これについても、各学校に今のところ一律80万円ずつ配分をしようということで考えておまして、その中で、学校のほうで新型コロナ感染症対策で必要な備品を購入していただくと。今、学校のほうでどのような備品が必要かというのを検討いただいているところで、それを取りまとめて、また予算可決後、執行していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、備品につきましては各学校で検討してというところなんです。一応ここにはサーキュレーターなどというふうに書いてありましたので、それぞれ各教室にそういったものを買って設置されるのかなというふうに思ったんですが、その辺のところは、まだ各学校で何を備品として購入するかというのはこれからというところなんです。

委員長（浦川佳浩君） 松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君） 今検討いただいているところなんですけれども、学校とのやり取りの中で、例えば学校に登校してから発熱が発生した場合に、別の部屋で保護者が迎えに来るまでの部屋にスポットクーラー的なものを整備したりとか、そういうのを今、学校のほうでは検討していたり、あと、熱中症対策も今回対象になりますから、大型扇風機であったりとかサーキュレーターとか、そういうやつも整備の内容として上がってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 空気清浄機というのは各教室にあったんですか、ちょっと確認です。

委員長（浦川佳浩君） 松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君） 空気清浄機は各普通教室にございます。今回、新型コロナのことがあってから、フィルターを一応交換するというので、各学校に更新用のフィルターをお配りして、フィルターを換えていただいているというところでございます。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。今回、それで各学校長でまた判断して備品購入で、国のほうの補助制度というところで対応していただいたらいいかと思うんですが、町のほうで先般、コロナの対策、地方創生の2次の交付金で各学校に設置しましたパーティションです。それぞれの教室、クラスに子どもたちの感染予防としてパーティション、1,156万円で補助枠を取って設置していただいておりますが、その利用状況というのは教育委員会のほうで把握しておられますか。

委員長（浦川佳浩君） 松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君） 学校で、各児童の机に設置して一応使っているというところでございます。特に給食のときであったりとか、今までみんな前を向いて無言で食べていたというところなんですけれども、それは幾分か解消されているというふうなことで、有効に活用いただけているとい

うのは聞いております。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 私、地元の学校等行かせていただいていた状況等を聞かせていただいたんですが、なかなか使い勝手が悪いというか、子どもたちがそれを設置することによって前の黒板が見えない、字が見えないというところで、結局利用されていないという教室等がありました。子どもたちが給食のときもと言っていたんですが、配膳するときはその高さが、お盆を持つ高さと同じ高さになっているので、結局、ちゃんと配膳するときには引かかって運べないというところで利用していないというような、そういう状況も聞かせていただきました。

せっかくそういったパーティションで感染予防できたというところの思いで配布されたかと思うんですが、そういう現状があるという状況を知っていただいた上で、せっかくあるのでそれを改善できないか、そのもの自体の改善策というんですか、そういったものも無駄にしないように、結局使っていないかったら無駄になってしまいますので、無駄にならないような改善策というものも検討していただけたらなというふうに思うんです。その辺どうでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） それに関しましては、学校のほうからもいろんなご意見を實際にいただいています。だから、全て固定してしまった状況でなかなか黒板が見えにくいというふうなこともある。ただ、そのような中で、やはり感染症の予防というのは非常に重要なことですので、それをするとなかなか支障がある部分もあるかもしれませんが、そのあたりについては、それを今言っていたように、有効にどう活用できるかを考える。

例えば学校によっては、常につけているわけではないけれども、グループで班活動するときには子どもたちが机をひっつけて向かい合わせで話し合いをするので、そのときにパーティションを置いてそれを活用してみる。だから、それは取り外したり置いたりというようなことになりますけれども、ですから、今お話しいただいたように、若干使い勝手の悪い部分もあるけれども、やはり感染症予防には必要であるということで、どういうときにそれを有効に活用できるかということをもう一度、また改めて学校のほうとも話をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そのもの自体の白い縁、それが視界を遮っているの、その改善とか、もし業者のほうに依頼してできるんやったらしていただけたらどうかなと思うんです。

委員長（浦川佳浩君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今あれがしっかり立っているのはあの縁があるからということで、なかなか縁だけをどう改善するかというのは非常に難しいのかなというふうに現状思っております。だから、その状況の中でどう活用できるかということを考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） まず、それを設置する前に、その商品を確認してこれというふうに決めたんでしょうか、発注する前に。その辺のところはどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 発注の前には、実際に販売されている周りの枠の色であるかというようなことも、幾つの種類があるかというようなことも確認させていただきました。そんな中でブルーがあつたりとかということですが、なかなか透明のものというのが見つからない状況があつて、結局、あまり色の濃くない白色というふうなことにさせていただいたという経過が実際にございます。あの時点では、やっぱりあれが一番いいかなというふうな判断の中でさせていただいたという状況でございます。

それともう一つは、こういうコロナ禍での対応ということになりますので、何かすると若干の支障がどこかに出る。例えばマスクも一緒に、マスクをすると熱中症の対策どうするかということも

考えないといけないということなので、こういう状況の中で何か一つ手だてをすると、やっぱりそこで支障が若干出る部分がある。ただ、そこはどう工夫するかというようなところが課題なのかなと思っていますので、そのあたり、今ご指摘いただいた部分についてはしっかり対応してまいりたいというふうに思います。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）15ページの一番上ですけれども、広報公聴一般事務経費の会計年度任用職員、今の時期にこういう予算を取るというのは、広報公聴ということなので広報の新たなバージョンにされる中でのことなのか、ここらの事情を教えてください。

委員長（浦川佳浩君）道端広報公聴課長。

広報公聴課長（道端秀明君）こちらの部分につきましては、広報公聴課では現在、職員1名が育児休業を取得しているところをごさいますて、その育児休業の取得期間が今回延長となったために、その代わりにお雇いさせていただいてごさいます会計年度任用職員の任用期間を延ばしたいと。その部分について補正予算を上げさせていただいたもので、特段、広報の編集の部分としての予算という形ではごさいます。

以上でごさいます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）1点だけ、非常に細かい話なんですけど、15ページの財政調整基金積立金ということで、2,657万6,000円というのが計上されております。これについては、預金の利息とかそういったものも含まれているのかなと思いますけれども、決算のほうでは財調の積立は2,700万円となっております。その数字の違いというのはどこから生じているのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）積立金のほうは、最終的に当初分の利子の積立て分もあるので、それを足すと、歳出として2,700万円を予定するものという形となります。

この財政調整基金の積立金というのは、法律では剰余金と書いておるんですけども、いわゆる実質収支の2分の1以上を積み立てるといって、そういう仕組みというルールになっている中でやる分なんです。一つは、5月末で実質収支が決まる、9月に決算委員会でまた審査いただく中で、前年度の実質収支が固まった中で2分の1プラス、切り上げた以上でするので切り上げた金額になるんですけども、さらに当初分では、一定財調の利息が出るというのはある程度見込めていまして、その分もありますので、ちょうど差額だけ補正をさせていただいたという形でごさいます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまから11時35分まで休憩いたします。

---

（「11時25分」から「11時35分」まで休憩）

---

委員長（浦川佳浩君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）13ページ、雑入の永楽ゆめの森公園の指定管理者業務の還元金ですけれども、これ、どういうところで利益があつて、協定の中でこういう還元するというような覚書になっているんやと思います。ちょっと内容を教えてください。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）指定管理業務利益還元金といいますのは、要は駐車場の使用料金になります。これが当初、指定管理者を決めるときに設定していた駐車場料金を上回った場合、その分を町のほうに返還するというものでございます。その中に、例えば年間の修繕料等が45万円までは委託料の中に入っておるんですけども、それを越えた分をまた精算というところで、そこから差し引いていくみたいな感じで、そういったもので出てくる還元金でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）まずは、11ページのところの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金1,610万円なんですけど、入の中でこれが上がっていて、あと、それぞれの部署にその対策費として事業費が計上されているんですけども、一応、先に入の交付金につきまして、これは府からの事業になるんですか。府の交付金ですか。

委員長（浦川佳浩君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）こちらの包括支援金なんですけれども、委員おっしゃいますように、府からの補助金、交付金という形で町のほうに入ってまいります。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

そして、これは府からこうやってウイルス対策の包括支援金という形で出てくるというところですが、その交付額というのはどんなふうにして算定されたんですか。

委員長（浦川佳浩君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）先に入のほうなんです。こちらのほうは府の支出金というところなんですけれども、大本は国の2次補正予算で国のほうから府のほうに入って、府から町にされるということだけ補足させていただきたいと思います。

もう一点、出のほうなんですけれども、こちらのほう、保育課でいいましたら保育所であったりとか民間園、認定こども園もそうなんです。そういったところに対し施設、学童があったらクラブ単位に対して、備品とか買うについて50万円の分が一つの補助単位となっております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）一応、そういうふうに施設ごとに単価が決められているというところで算定されたということですね。分かりました。

次、出のほうで聞かせていただきます。

まず、19ページの子ども等予防接種事業と高齢者の予防接種事業につきまして説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）三原子育て支援課長。

子育て支援課長（三原 順君）まず、子ども予防接種の中の説明でございますけれども、子どもインフルエンザの予防接種に関して費用を助成するという事業でございます。

先日の8月26日に概要は説明させていただいたんですけども、改めて、生後6か月から中学3年生までを対象にして、これに対して必要な予防接種を助成するという制度でございます。回数的には全部で8,700回余りというのを見込んでございます。

概要は以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）高齢者予防接種事業につきましては、定期接種で行っております高齢者インフルエンザ予防接種について、まず接種率を50%で当初予算を取っていたものを80%、30%上げさせていただいた委託料と、あと、自己負担額を1,000円通常は徴収させていただいたところを無料ということで今年度実施するに際し、その両方を足した委託料と、印刷製本費につ



きましては、問診票を当初よりも多く刷らないといけなくなりましたので、その分を計上させていただきます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。前回の一応説明は軽く受けさせていただいているんですが、子どものインフルエンザと高齢者のインフルエンザというところで、新型コロナウイルスとインフルエンザと今後見たときに2つ、ツインデミックスというんですか、になってはいけないというところで、インフルエンザについての予防接種を公費で助成という形で、今回予算を計上していただいているかと思うんです。大変ありがたいことかと思うんですけれども、まず、高齢者のほうの予防接種につきましては、国のほうですか、また府のほうもインフルエンザについては予算計上してくれるみたいなんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君） 高齢者のインフルエンザにつきましては、大阪府のほうが自己負担1,000円分を補助する形を府内全域ということが予算計上した後でありまして、大阪府も9月議会でそれを計上しているところで、まだ案という形でしかこちらには届いておりません。ただ、大阪府内全域ですので、例えば貝塚市の方が熊取町で受けても、大阪市内の人が熊取町で受けたとしても大阪府の人は全員無料という形で、そこは統一して対応させていただきたいというふうに考えております。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 府がそうやって取り組んでくれたら一番ありがたいんであって、府内の高齢者の方、65歳以上の方がどこの病院でもそういうふうにインフルエンザの予防接種を受けられるということは、ありがたいことだと思います。その分、また町のほうも予算を取っていましたが、その分が、府が補填してくれるというところになりますと、今回この予算を計上していますが、結局、町の予算を使わなくてよくなったとした場合、その分、今、子ども予防接種につきまして一応年齢は15歳までになっていますが、その年齢とか、また、インフルエンザを予防接種したほうがいい基礎疾患のある方、そういった障がいのある方、また妊婦、そういった方に対象を広げるということも考えられるかと思うんです。その辺の検討とかはどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） ご指摘ありがとうございます。多分、そういう話の展開があるかなというふうに想像してございました。

実は、9月のたしか11日付だったと思います。高齢者、それから優先的に接種するのはこういう人たちということで、国のほうからも回ってきてございます。そういったことを受けまして、今おっしゃっていただいたように、高齢者の分はもちろんこのままですけれども、それ以外のいわゆる子ども等を対象とした分については拡大の方向で検討をいたしております、ご案内をできる状況になってございますので、またご案内をさせていただきたいと存じております。

今時点は補正予算を計上させていただいた中身のご説明というところなんで、それ以上の話はまた、お楽しみと言うたらえらい失礼なんですけれども、すぐにご案内をさせていただける予定でございますので、またその際に詳しく説明をさせていただきたいと存じます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そしたら、またそれを楽しみにしたいんですが、子どもの年齢の拡充だけですか。

基礎疾患のある方とか、そういった妊婦とかは対象にはならない。

委員長（浦川佳浩君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今申し上げましたとおり、子どもの分もそうですし、それから妊婦の分もそうですし、基礎疾患をお持ちの方もそうです。また近隣の動向等も勘案いたしまして、可能な範

困で対応したいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）南副町長。

副町長（南 和仁君）山本部長のほうから少し言いにくかったのかなと思いますので、私のほうからご答弁させていただきます。

今回、インフルエンザ接種をこういう形で実施させていただいて、さらに拡充ということで、先ほど部長のほうからお話しさせていただいたとおりです。今日の議員全員協議会のその他でその概要を説明させていただきますので、ちょっと部長のほうからそこまで言いにくかったのかもです。今日しっかりと説明させていただきます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そしたら、午後の議員全員協議会を楽しみにさせていただきます。

また、インフルエンザの予防接種につきまして、子どものインフルエンザにつきましては今回限りですよ。以前、この分につきまして一般質問させていただいたことがあるんですが、昨年6月議会でも質問させていただいたんです。コロナだけではなくて、インフルエンザというのは毎年やっぱり流行するということと、皆さん予防接種を受けられます。また、受験生を抱えておられるご家族の方も皆さんやっぱり予防接種をされております。そういった中で、全額ではなくて一部負担という形でこの分についても検討してはどうかということを質問させていただいたことがあるんですが、昨年。今回、新型コロナがあるからこういう形で全額負担という形の方には、今回限りやっぱりさせていただいております。さらに、今回限りではなくて、今後の対応というものにつきましても検討をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺のところはどうでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご質問を以前にいただいておりますので重々承知しておりますが、今回のこの分につきましては、先ほど委員のご指摘のとおり、コロナとインフルのいわゆるダブルパンデミックですか、そういったことが生じないように今回に限り実施させていただくということで、今時点のご答弁とさせていただきますと思います。

ご質問いただいていることについては重々承知してございますが、すみません、コロナ禍における対応ということで、今年度限りこの対応をまずはさせていただきたいというところでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今後も検討だけお願いしておきます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。大林委員。

委員（大林隆昭君）21ページの真ん中の都市計画一般事務経費の中の都市計画マスタープラン策定とあるんですか、立地適正化計画についてということで、今つくればいろんな予算も補助もいただけるから今つくるのかなと思うんですが、なぜ今、このタイミングで作成に至ったのかなというのを教えていただきたいです。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）ご説明申し上げます。

都市計画マスタープランの策定支援業務として上げさせていただいております立地適正化計画ですが、こちらのほうは、法に基づいて都市計画マスタープランの一部ということでこういう表記にさせていただいております。

現状でございますが、立地適正化計画、府内でもある程度の策定が進んできている状況です。ちょっと失念しましたが、43団体中半数以上で策定が進んでいます。ということがまず一つ。

それから、やはり熊取町も人口減少、高齢化という課題を抱えておりますので、それに向けた計

画を策定するということと並んで、この計画を策定することによりまして、例えば、今後公共施設の課題等を解決する場合に交付金事業化できる可能性もあるというふうなところを考えた上で、今の時期から計画策定にスタートしたいなというふうな思いでございます。

今回300万円余り上げさせていただいているんですが、実は立地適正化計画、かなり内容が多岐にわたっておりまして、単年度では策定するのが難しいような計画になってございます。少しでも早くということで、今年度下期から着手しまして、次年度には最終的な計画策定にたどり着きたいというようなビジョンでございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）大林委員。

委員（大林隆昭君）立地適正化計画には、いろいろ公共施設を移したりだとか公共交通機関をどうするのかとか、いろんな計画と一緒に盛り込んでいかないといけないと思うので、これからの熊取町を第4次総合計画の中でどういうふうにつくっていくのかというのも、しっかり併せてつくっていただきたいなと思います。

委員長（浦川佳浩君）要望ですね。

ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）同じく21ページの少し上の委託料で地籍調査業務委託料、これ、説明では七山北地区、要するに貝塚市との飛び地とか複雑な辺りの地籍調査かなと思うんですけども、ここの地区選定というのはどういう趣旨でされているか、教えてください。

委員長（浦川佳浩君）宮内道路課参事。

道路課参事（宮内要重男君）地籍調査業務委託料につきましては、今現在、貝塚市が泉州山手線の事業促進を図るために地籍調査事業を行っております。田中豊一委員お話のとおり、場所は本町との行政界付近のエリアのところでございます。行政界が貝塚市と熊取町と飛び地等で入り組んでいるところがございます。この場所について、貝塚市のほうからそういう場所ですので熊取町も共同で実施してはということで申入れを受けまして、七山北地区での地籍調査を実施するものでございます。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）分かりました。

今後、七山地区は新田を開発した地域が多いんで、無番地だとか、それからあぜ地だとか、いつも用地買収のときに明示の結了とかで難儀するところは現場のほうがよく分かっていると思うんですけども、そういうところもやはり整理していかないと公共事業等に支障を来すということになると思うんで、その点も考慮されて、七山北地区が頑張っていたら、今後の展開としてはそういうことをお願いしたいんですけども、そのあたりどうですか。

委員長（浦川佳浩君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）先ほど参事のほうから説明させていただきましたように、まずは泉州山手線の関係で貝塚市のほうと共同で実施するという方向性のみを立てている段階でございます。その先につきましては、一旦これも3か年事業で進めているところです。一旦七山北地区の泉州山手線促進のための事業として、まず3か年で取り組んでいきたいと。その先につきましては、委員おっしゃるように熊取町でも無番地の多い地域とかがございますので、その辺の展開につきましては、まだ今この時点でお話しさせていただく状況にないというところで、ご理解をお願いいたします。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）21ページの中ほどの民間住宅耐震改修等事業の木造住宅除却工事補助金200万円の部分ですが、これは木造住宅を耐震診断した上で耐震性がないという、そういう老朽住宅の除却に対して補助が出されているわけなんです。この時点で補正するということは、当初予算の分がもう消化されたというか、そういう状況かなと思うんですが、その辺の事情のご説明を願います。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）お答えいたします。

除却工事の助成金ですが、1戸当たり40万円ということで、半分を国から補助していただいている制度です。

当初、10件と見込んで予算化しておりましたが、皆さんの意識が高くて、8月28日段階で実は19件交付決定を打っております。何度かこういった場でご説明しておりますが、民間耐震全体の予算の中でそれを今まで対応してまいりました。件数が増えているということ踏まえまして、下期に向けて5件分、計200万円追加補正をさせていただいているという形でございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）もう既に19件を交付決定していると。当初は10件ということで見込んでいたということで、19件交付決定ということは当初の予算が足りなくなってきたということですね。また今後増えていく見込みもあるということで、この200万円の追加でも現に足りなくなっているんじゃないでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）民間耐震の予算のほうにつきましては、一定、通常の耐震改修の補助金の費用でありますとか、そういったものが一つの財布の中にあります。年度によってやはり申請される件数というのが物によって変わるときがありますので、民間耐震の財布の中で一定流用等をさせていただいて一時的に対応しているという形で、そういう形で決算のときにもご報告申し上げているんですが、そういうスタイルでやらせていただいています。

下期に向けてということですが、国費を受けて事業しておりますので、おおむね11月の末を申請期限として運用しております。もう5件ぐらい補正をさせていただければ、例えば今後、耐震改修等の申請が出てきた場合に対応できるであろうということで、今回5件分を上げさせていただいている、そういう形でございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）あと3つぐらいあるんですが、まず1つ目は、11ページの入のところの地域生活支援事業費補助金の国庫の分と、また府のほうもあります、28万7,000円。出のほうで、17ページの障がい者地域生活支援事業というところで訪問入浴サービス助成金287万5,000円とあるんですが、その分につきましてはご説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）訪問入浴サービスについては、まず、出のほうからご説明させていただきます。

こちらは、重度の身体障がいのある方のお宅に訪問して、浴槽を持ち込んで入浴を行う方法です。こちらについて、従前は週1回を原則として事業を行ってまいりました。これについて、7月1日から週2回利用していただくことを可能と改正させていただきましたので、その予算の不足を見込んでの予算要求となります。

入のほうについては、国費と府費で対応させていただいております。

まず、入のほうの国費、国庫支出金の地域生活支援事業等補助金、ちょうど11ページ真ん中少し上のところになります。こちらが国の補助金で、地域生活支援事業等補助金は国の補助率50%以内となっておりますが、例年の定員に鑑みて32.24%として計上させていただいております。府費のほうも、おおむね国の半分が例年の補助率となっておりますので、それを計上させていただいているものでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）訪問入浴サービス、週2回にさせていただいて大変ありがたく思います。利用者も、またご家族の方のサポートとなりますので、事業の拡充大変ありがとうございます。

その中で今、その補助率、国は事業費の2分の1、また府は4分の1というふうに補助があるというふうに聞いているんですが、そんなふうに算定が低いのはなぜなんですか。

委員長（浦川佳浩君）馬場障がい福祉課長。

障がい福祉課長（馬場智代君）こちらのほうは、例年大体、国の補助金35%前後で推移しております。

府はその半分で推移しております。50%以内となっておりますが、国の予算の関係上こういうふうになっているということで聞いているんですけども、それは50%以内となっているものだからそうしていただきたいというふうに、国・府のほうにも例年要望は上げているところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。ちょっとその辺のところをちゃんと決められたとおり補助してもらうように、国のほうにまた私たちも意見してみたいと思います。

次、21ページのところの説明なんですけど、ため池等整備事業の維持修繕工事費、成合のため池というふうに聞いているんですが、ちょっと説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）こちらのため池等整備事業の維持修繕工事費でございますが、場所は成合の首ヤ池といいまして、ちょうど村中の道と町道朝代成合永楽線、メイン道路が成合の山側で交差するところからちょっと下がったところの右手の上にある池なんですけれども、そちらのほうで裏法が一部はらみ出しているところがございますので、そちらをかごマットをもって補修をかける、その費用となっております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）それは、原因がなぜそういうふうに堤体が崩れたんですか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）本当に規模的には小さな池なんですけれども、ちょうど裏法のところの法裾のほうか、漏水なのか、経年の中でちょっとずってきているのを、漏水というか湧き水の関係もあるのか分かりませんが、ちょっと裾のほうはずれてきているというところが確認できましたので、その辺、補修していかなきゃいけないということで、今回補正予算を上げさせてもらっているものでございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。経年劣化というところですね。またお願いしておきます。

その下の公園維持管理事業につきまして、修繕料、大久保コミュニティ公園のトイレというふう書いてあるんですが、またこの辺のところの説明もお願いします。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）こちらの公園の維持修繕料ですが、今、委員おっしゃられるように大久保防災コミュニティ公園のトイレです。多目的トイレの門扉の扉のほうか、大分いたづらをされて開閉ができないような状況になってきてございます。ですので、その分を今回補修する。あと、ちょっと屋根のほうも一部傷んでいるところがございますので、それも併せて今回、補正予算を取らせていただいて、トイレ棟の補修をかけることと予定してございます。

扉のほうにつきましては全国自治協会建物災害共済という保険を使いまして実施していけたらなというところで、今、保険のほうとは、こういう被害が出ていてというところでいろいろと協議をさせてもらっているところでございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。保険を使って修繕できるというのはいいことかと思うんですが、扉

を施錠できなかつたりとか、そういうので利用できなかつては町民は困りますので、また修繕等しっかりやっていただきたいと思います。その中で、子どもたち、利用者がいたずらをしないように、何かそういった対策というものも必要かと思うんですが、そういったところは何か考えておられますでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）そちらの対策、まず、こちらのほうでは根本的に施設の補修ということですが、今回、同時に補正予算で上げさせてもらおうかと思っていただけんですけども、やはり早く効果を出したいということで、もう既に一基、防犯カメラはついておるんです。ちょっといたずらされたりとかしていますので、その辺を直すのと、どうしても晩になると、やっぱり暗くなるとそういった蟻集というのをされることあるのかなということ、スポットライトを3基、また、もう一方の防犯カメラを設置して、その辺の防犯対策をしていこうと思います。その辺につきましては、もう予算を使わせていただいて発注で、今、業者のほうの段取り待ちという形になってございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そういったいたずらのないように、また、防犯対策という形でしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、お願いしておきます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第80号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「12時07分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

浦川佳浩

事業厚生常任委員会

## 事業厚生常任委員会

月 日 令和2年9月16日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	江川慶子
	委員	田中圭介	委員	鱧谷陽子
	委員	文野慎治	委員	二見裕子
	委員	矢野正憲		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	勘六野朗	総合政策部長	明松大介
	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅	総務部長	林利秀
	住民部長	巖根晃哉	住民部理事	山本浩義
	健康福祉部長	山本雅隆	上下水道部長	山戸寛
	環境課長	島尾学	介護保険課長	根来雅美
	保険年金課長	阪上正順	上水道課長	大西順二
	上水道課参事	仲辻哲矢		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	瀬野裕三

### 付議審査事件

- 議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議について
- 議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議いただき、併せて議事が円滑に運びますようご協力お願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（坂上昌史君）なお、発言される方は、挙手の上、着座で、マスクはつけたままマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申



し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月9日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案10件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、どうかよろしく願いいたします。

委員長（坂上昌史君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長（坂上昌史君）初めに、議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）失礼いたします。これは、熊取永楽墓苑における住民サービスの向上を図ることを目的として5年分一括前納することとなっている熊取永楽墓苑管理料の納付について、5年一括前払いと年払いを選択できるように提案された条例改正ですが、管理料、今、どのぐらい、お幾らぐらいになっているのか教えていただけますか。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）管理料につきましては、5年前納でいただいておりますので3万円、1年でいたしますと6,000円ということになります。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。

これは、年間にすれば6,000円ということで、それ以外の事務手数料等々は発生しないと理解してよろしいですか。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）今までと同じで6,000円のみ、1年間であれば、納入していただくこととなります。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。

この金額というのは、墓苑ができてからずっと同じですか。

それと、この金額が、もし改正とか変わるときの手順というんですか、条例には規定されていないみたいなので、その辺もご説明お願いします。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）まず、年間6,000円については、これ、もう開苑当時から変わっておりません。

我々、変えることを今のところ考えておりません。と言いますのは、そのいただく金額、今は1,005件なんですけれども、そのいただく金額で賄えるような、そういうような計画を立てて今のところ進んでおるといような状況でございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。

変えるときの手順というのは、今のところ考えていないということで理解してよろしいんですか。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）いずれは変わるかもしれませんが、現在のところ、変えるということを考えておりません。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）金額のことではないんですが、今、借りられている方というのは何件ぐらいありまして、空いている個数というのはどのぐらいありますか。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）現在、1,005区画ある中で、令和元年度の末で21余っております。これは、元年度中に2年度の許可を出すということで募集をかけておりますので、その中で11件が新規許可という形になっておりますので、現在、10件余っております。

それから、4月から返還がありましたら、その分多少増えておりますけれども、十数件というところでございます。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）分かりました。

毎年何件が返されるという方もいらっしゃるのかなというところで、やはり5年一括よりも年払いで返しやすくなるというのはちょっと言い方あれなんかもしれないですけど、やはりちょっともうお墓はという方というイメージで、このやっぱり1年ごとの金額に変えたというところですか。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）5年一括でいただきましたとしても、経過していない年数につきましてはお返しいたしますので、そこについては問題はなかろうかと思えます。

どちらかと言いますと、これからやはり高齢化が進みまして、年金生活の方が増えてくるであろう、または増えているであろうということで、やはり一括してよりも年間でお支払いいただくほうがいいのではないかというところから出発しているというところでございます。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）いつも他会派のほうから、合葬墓であるとか何かもう少しお墓の費用的なものも含めて、墓じまいされる方もいらっしゃるのかなというところで、一つのところというのの中で、まだまだその合葬墓的なものというのは進みはしていないんですか。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）合葬墓につきましても、我々認識、当然しております、泉佐野市とかもされているということで、いろいろ教えていただいているところもでございます。また、市町の状況も聞いておまして、計画をお持ちのところもあるけれども、現行止まっているところもありますし、我々も、今、民間のほうでもいろいろ宣伝がありますし、動きもあるようでございます。

それと、我々、普通の区画、これが近年ちょっと、昨年でしたか、今までは募集したもの全て埋まるというような状態であったんですけども、募集したものが埋まらないというような状況もちょっと初めて出てきておりますので、普通の区画のほうが経営的に成り立たないということになってもいけないので、その辺も勘案しながら検討を続けておるといようなところでございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第70号 墓苑条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）教えていただきたいんですけども、大阪府の福祉医療助成制度、平成30年にも一度変更されております。今回、改正も含めて、若干の説明、経過説明をお願いします。

委員長（坂上昌史君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）まず、平成30年4月の再構築に関しましてでございますが、まず、もともと老人医療の助成制度、障がい者医療制度、ひとり親家庭医療制度、乳幼児医療制度というのがございました。平成30年4月に福祉医療費助成制度の再構築ということで、趣旨としましては、重度障がい者への選択と集中、さらに、持続可能な制度設計というところが大きなメインの課題というところで、再構築の検討がなされたところでございました。

その中で、老人医療費の助成制度につきましては、障がい者医療制度との整理統合というところで、老人医療の廃止が決定されてございます。重度の症状以外の方の老人の対象者に関しましては一旦対象外というところで、経過措置を設けるというところで、3年間、具体的に言いますと、来年の3月31日までが経過措置期間ということで、老人医療のほうは廃止となりました。

さらに、重度障がい者医療制度に関しましては、その対象となる方につきまして、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者、難病医療費助成制度受給者証の所持者などにつきまして、新たに追加、拡充のほうはなされてございます。

さらに、ひとり親に関しましては、裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者への対象の拡充がなされたほか、全ての医療助成制度につきまして、訪問看護ステーションが行う訪問看護への対象のほうは拡充となっております。ただ、その際に、精神病床の通院のほうは対象とはなっておるんですけども、30年の4月1日以降は、精神病床の入院につきましては一旦対象外とするという結論が出されてございまして、現在に至ってございます。ただ、その対象外とした際におきまして、平成30年3月31日時点の対象者につきましては、3年間の経過措置というところで、来年の3月31日まで対象とする、入院のほうも対象とするという経過措置が設けられているところでございます。

以上が経過でございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。

いろいろ制度が変わっていくので、どういうふうになっているのかということを確認させていただいたんですけども、入院された方の精神病床の方の助成というのは、これまで、今先ほど通院だけであって入院はなかったということで、それが対象になったというふうに捉えてよろしいでしょうか。

委員長（坂上昌史君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）全く今まで対象となっていなかったかと言うとあれなんですけれども、経過措置の説明を今させていただきましたが、平成30年3月31日時点の対象者につきましては、経過措置がありというところで、その方々につきまして、現在、令和2年8月末時点での重度障がい者の医療証を交付させていただいている方が773人いらっしゃいまして、その中で、経過措置の対象となっている方、入院も通院も大丈夫という方が612人いらっしゃいます。約8割の方が今でも入院のほうも対象となっております。

その残りの161名の方につきましては、平成30年4月1日以降今日に至るまで新たに重度障がい者医療の対象となられた方々になります。この今現在対象外となられている方々につきましては、今年度の3月31日までは対象とならないけれども、この条例が可決されましたら、4月1日以降は対象となるというような形になります。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第71号 重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（坂上昌史君）次に、議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）すみません。重度障がい者医療費助成条例の一部改正する条例のときにもご説明ありましたが、中身は、内容は同じでしょうか。確認のために。

委員長（坂上昌史君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）先ほどのこれまでの経過の中で、一旦全ての医療助成の制度につきまして、精神病床の入院を対象外として再検討を行うというところになってございましたので、今回の精神病床の入院を対象にするかしないかというところの結論としまして、対象としたいという旨で条例のほう提案させていただいております。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。

経過措置ないということですね、全体ということで、何名ぐらいが対象になりますか。

委員長（坂上昌史君）阪上保険年金課長。

保険年金課長（阪上正順君）ひとり親の家庭の方々につきましては、親と子合わせまして8月31日時点で839名の方々がいらっしゃいます。この中の経過措置の対象者につきまして、ちょっと入れ練りが激しいので、ちょっとそこまで正確な数字が出せませんが、経過措置の方以外の方々につきまして、新たに30年の4月1日以降の対象となられた方につきましては、現在、入院のほうを対象外になってございますので、今後、対象となっていくということになります。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑ありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）15ページなんですけれども、条例の後、障がい者の医療助成の規定について、条例の施行の日以降に入院された方は、令和3年の……

委員長（坂上昌史君）鱧谷委員、それ、前の条例で、今、ひとり親家庭。

委員（鱧谷陽子君）ごめんなさい、違いました。すみません。

委員長（坂上昌史君）よろしいですか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）はい、いいです。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第72号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君)少し教えてほしいんですけど、子ども医療費の中に精神病床というのが、ちょっと私には理解し難いんです。何か知的障がいという部分とか、何か治療の部分で、子どもに対してというところがちょっと理解できていないので、その辺、ちょっと教えていただけますか。

委員長(坂上昌史君)阪上保険年金課長。

保険年金課長(阪上正順君)精神障がい者の対象となられる方の細かい個々の病状というものにつきましては、お医者さんのほうで判断もされるかと思うんですけども、実際に子どもといっても、15歳、本町の場合やったら中学生卒業年度まで入院も通院も対象となっております。

そういう意味で、精神病床への入院のほうが必要とみなされる可能性もあり得るところでございますので、ここは、福祉的配慮が必要な府民が公平に公正に医療の助成を受けられるという素地をつくるという意味合いにおいて、拡大するというふうにご理解いただけたらと思います。

委員長(坂上昌史君)江川副委員長。

委員(江川慶子君)分かりました。ありがとうございます。

委員長(坂上昌史君)ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第73号 子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第74号 熊取町と泉佐野市田尻町清掃施設組合とのし尿及び浄化槽汚泥処理の事務の委託に関する協議についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第81号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第82号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第83号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第84号 令和2年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）この会計については、府の広域水道の単価が72円から、1立方メートル当たり62円に単価が下がるということでありがたいなと思っております。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですけども、熊取町のコロナ対策のための第1弾で、全使用者の水道料金の基本料金50%減免というのが、ふるさと応援基金の取崩しで行うということで提案がありました。そのときの予算というんですか、金額はお幾らでしたかしら。

委員長（坂上昌史君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）基本料金の2分の1減免に係る財源の合計といたしますのが、6,133万2,000円となっております。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）ありがとうございます。そのとき聞いていたかも分からないんですけど、ちょっと教えていただきたかったです。

それと、今回、1立方メートル当たり10円単価が下がるということで、大体どのぐらいの財源が、効果というんやろうか、あるのか、そこを教えてくださいませんか。計算されているのか。

委員長（坂上昌史君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）今回、企業団の受水単価の値下げというのが、4月から7月までの4か月間10円値下げということで、この4か月間の合計といたしますのが、今回の補正予算額1,739万9,000円の減額ということになっております。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。1,739万9,000円減額になるということですね。

何が言いたいかということは、ちょっともう分かってくさったと思うんですけども、当初、6,133万円、ふるさと応援基金を取り崩して、50%、水道料金の基本料金を10か月分引き下げということで、コロナ対策をしていただいたんですが、今回のこの補正予算で1,739万9,000円が、1立法メートル当たり10円引下げによる効果が出るということで、また新たな住民に対するサービスをしていただきたいなと思います。その点いかがですか。

委員長（坂上昌史君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）今のところはちょっと検討はしていないんですが、ただ、ほかの大阪府下の市町村を見ても、ほぼ水道に関しましては同じようなレベルといたしますか、そういった分で水道料金の基本料金を減額しておりますので、またその辺は、ほかの市町村の動向も見据えなが

ら、また考えていきたいとは思いますが。

委員長（坂上昌史君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）今回、1,739万9,000円が返ってくるような形になるんですが、一旦はふるさとから財源でということにしております。

ただ、このお金を、今現時点、上下水道部のほうとしてはそういう答弁しかできないということはお理解いただきたいと思うんですが、全体的に、ふるさと、またこの一般会計のほうに戻ってまいりましたお金ですので、今回、インフルエンザであったりとか、一般財源を投入した施策というのを展開しておりますので、そういったことも含めまして、この貴重な、また財源ということで、今後の対策、全体的な対策にまた活用するほうしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）分かりました。水道事業に限らず全体的なことと考えているということ、検討していくということで、どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第85号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「10時28分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

坂上昌史